（平成22年6月23日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　43 件

国民年金関係　15 件

厚生年金関係　28 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　50 件

国民年金関係　17 件

厚生年金関係　33 件

埼玉国民年金　事案3312

第１　委員会の結論

申立人の昭和46年１月から同年３月までの期間及び55年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和46年１月から同年３月まで
②　昭和55年10月から同年12月まで

昭和46年１月ころ、Ａ市役所で国民年金の加入手続を行い、以後、Ａ市役所から送付された納付書を用いて、自分で保険料を納付したと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、Ａ市役所で自ら国民年金の加入手続を行い、以後、Ａ市役所で保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和46年10月30日であると確認でき、同時点で、申立期間①の保険料は時効により納付できない期間ではない。

また、申立期間②について、申立人は、Ａ市において国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間②の直前の保険料をＡ市が定めた納付期限（昭和55年９月30日）より前の同年８月21日に納付しており、同市が定めた当該期間の保険料納付期限が同年12月（Ａ市が設定した昭和47年度から54年度までの第３期の納付期限は12月20日となっており、申立期間②も同じ日を設定していたと考えられる。）であることから、Ｂ市に転居する前（Ｂ市の国民年金被保険者名簿には、申立人は56年１月５日にＡ市からＢ市に転居と記載。）にＡ市で納付したとしても不自然ではなく、ほかに申立人が記憶している納付方法及び納付場所についても、申立期間②当時の状況と不整合であるとは判断できない。

なお、申立期間②の前後は国民年金保険料の納付済期間である。

さらに、申立期間は合計６か月と短期間である上、申立期間①より後に数回、厚生年金保険から国民年金への切替えがされているが、切替後も国民年金保険料は未納無く納付されており、申立期間①、②及び申立人が未納を自覚している昭和 55 年４月から同年６月までの期間の合計９か月を除く期間は国民年金保険料の納付済期間となっていることから、納付意識は低くないと考える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3313

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和15年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和36年４月から49年３月まで
②　昭和60年１月から同年３月まで

申立期間①の国民年金保険料については、昭和 49 年７月ころ、妻がＡ市役所で一括納付した。また、申立期間②については、申立期間②の前後と同様に、妻が納付したので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②について、申立人は、申立期間②の前後と同様に、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間②の前後は 10 年以上も納付済みであること、Ａ市では、被保険者が国民年金保険料を納付期限までに納入しなかった場合、「広報による周知、職員による電話での勧奨、又は推進員による勧奨を行っていた。」としていること、及び申立人は 60 歳以降も任意加入し、納付意欲の高さがうかがわれることから、申立人が、申立期間②の前後の期間を納付して、３か月と短期間である申立期間②のみ納付しないのは不自然である。

２　一方、申立期間①について、申立人は、昭和 49 年７月ころ、Ａ市役所で児童手当の受給申請をしようとしたが、同市役所の児童手当の担当職員から国民年金に加入して保険料を納付していないと児童手当を受給できないと言われ、申立人とその妻に係る加入手続を行った後、申立期間①及びその妻の39年７月から49年３月までの期間（うち厚生年金保険の被保険者期間を除く。）の保険料をＡ市役所の窓口で一括納付した

と思うとしているところ、Ａ市では、当時、国民年金に加入しないと児童手当を支給しない旨の案内をしていたか確認できないとしている上、国民年金手帳記号番号の払出時期（49 年７月ころ）からすると、申立期間①の保険料は特例納付及び過年度納付によって納付することになるが、同市役所では、当時、市庁舎内では特例納付及び過年度納付の保険料の収納は行っていなかったとしており、日本年金機構Ｂ事務センター及び同市庁舎内に派出所を設置している金融機関からも同市庁舎内の金融機関で特例納付及び過年度納付の保険料を納付できたとの供述は得られず、また、申立人が納付したと記憶する保険料額と実際に必要な保険料額にも差異が見られる。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立期間①の保険料を納付していたとは判断できない。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年１月から同年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3315

第１　委員会の結論

申立人の平成６年 10 月から７年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和49年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成６年10月から７年３月まで

私は平成７年３月に短期大学を卒業し、同年４月に就職して厚生年金保険被保険者となったが、国民年金保険料の納付書が郵送されてきた。友人に聞いたところ「私は就職前の国民年金を納付していた。あなたも将来のために納付しておいたほうが良い。」と助言されたため、両親と相談の上、父がＡ町役場で保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、平成７年４月以降、厚生年金保険加入期間中に申立期間の国民年金保険料納付書が郵送されてきて、申立人の父がＡ町役場で保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は７年８月末から同年９月ころに払い出されており、払出時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能な期間であり、６か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料納付書が郵送されてきた際に、友人から保険料は納付した方が良いと助言を受け、両親と相談の上、申立人の父がＡ町役場で保険料を納付したとするなど、その申述は具体的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3318

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年２月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和48年４月から49年12月まで
②　昭和53年10月から54年２月まで

申立期間の国民年金については、伯父及び叔父から「結婚もしていることだし、国民年金保険料は納付した方が良い。」との助言があり、定期預金を取り崩して夫婦二人分の保険料を納付した記憶がある。また、納付場所については、地元の銀行から振り込んだり、当時のＡ市役所に高校時代の知り合いがいたことから、市役所の窓口で保険料を納付したことも記憶しており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②について、申立人は、地元の銀行やＡ市役所の窓口で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間②は、国民年金手帳記号番号払出日からすると納付可能であり、その直前の期間は納付済みとなっている上、申立人が５か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

２　一方、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、定期預金を取り崩して夫婦二人分の保険料として２万円から３万円を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出日が昭和50年11月ころであることから、納付済みとなっている50年１月から同年11月ころまでの夫婦二人分の国民年金保険料の納付と混同している可能性も否定できない上、払出時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から 54 年２月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3319

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和23年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和48年４月から49年12月まで
②　昭和54年１月から同年３月まで

申立期間の国民年金については、夫が定期預金を取り崩し、夫婦二人分の保険料２万円から３万円を納付したはずである。その後も、夫が銀行や市役所の窓口で保険料を納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②については、申立人の夫が銀行や市役所の窓口で国民年金保険料を納付したはずであるとしているところ、申立期間②は、国民年金手帳記号番号払出日からすると納付可能であり、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が３か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

２　一方、申立期間①の国民年金保険料については、申立人の夫が夫婦二人分の保険料として定期預金を取り崩し、２万円から３万円を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出日が昭和50年11月ころであることから、納付済みとなっている50年１月から同年11月ころまでの夫婦二人分の国民年金保険料の納付と混同している可能性も否定できない上、払出時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

3　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年１月から同年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3321

第１　委員会の結論

申立人の昭和50年８月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和20年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和50年８月から同年12月まで

昭和 50 年２月に国民年金任意加入手続をし、その後第３号被保険者になるまで、定期的に保険料を納付してきた。申立期間について還付金を受け取った記録になっているとのことだが、同期間は厚生年金保険や共済組合に加入しておらず、納付が遅れたことも無いので、還付金を受け取る理由も無い。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め、定期的に国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）により、申立期間は、過去において納付済期間と記録されていたことが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料還付整理簿には、「公年移行」という事由により昭和 51 年５月に申立期間の保険料を還付したことを示す記載があることから、行政側が同事由により申立期間を納付済みから未納に記録訂正したものと推認できるが、申立人が申立期間中に厚生年金保険や共済組合に加入した事実は確認できず、ほかに納付済みであった保険料を還付する合理的理由も見当たらないことから、申立期間については、納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3323

第１　委員会の結論

申立人の昭和40年３月から42年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和20年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和40年３月から42年３月まで

母が、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚する昭和44年３月までの国民年金保険料を納付してくれた。私は、母が、母、兄夫婦及び私の合わせて４人分の保険料（一人当たり200円）を自宅に訪れた徴収員に毎月納付していたことを記憶している。年金手帳については、結婚の際にも渡された記憶は無く、見たこともないが、私は母から私の国民年金保険料はすべて納付していると聞かされており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金加入手続をし、その家族の国民年金保険料と一緒に自宅に徴収に訪れた徴収員に渡し納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の兄夫婦及び姉と連番で昭和41年ころに払い出されており、払出時点からすると、申立期間は保険料の納付が可能な期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親についても、申立期間の保険料が納付済みである上、未納が無く完納しており、納付意識が高いと考えられる。

さらに、申立人の姉については、別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、その姉のオンライン記録からは昭和40年４月から国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立人についてもその母親が同様に納付していたと考える方が自然である。

加えて、国民年金の加入手続をした時点からおよそ１年後の昭和42年

４月から納付開始となっている記録には不自然さがうかがえる上、申立人が 25 か月間と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3325

第１　委員会の結論

申立人の平成６年５月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和32年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成６年５月

申立期間の国民年金保険料は、会社を退職した後、Ａ市役所から手続の書類が送られてきたので国民年金の加入手続をして、後日、私が夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関で納付したはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、会社を退職した後、Ａ市役所から手続の書類が送られてきたので国民年金の加入手続をして、後日、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関で納付したはずであると主張しているところ、申立期間の直前の期間が第３号被保険者であった申立人の妻の納付記録は第１号被保険者として納付済みとなっており、申立人は、その妻の国民年金の種別変更手続を適切に行ったと考えられ、申立人の供述に信憑（ぴょう）性が認められる。

また、申立人が１か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3332

第１　委員会の結論

申立人の昭和43年５月、44年９月、同年11月、47年10月から同年12月までの期間及び59年１月から同年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和20年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和43年５月
②　昭和44年９月
③　昭和44年11月
④　昭和47年10月から同年12月まで
⑤　昭和59年１月から同年３月まで

私が20歳になった昭和40年２月ころ母がＡ区役所Ｂ所で国民年金の加入手続をしてくれ、保険料も母が同所で家族の分と一緒に納付してくれていた。

Ｃ市へ引っ越してからはＤ金庫かＥ金庫の集金人に積立預金などと一緒に夫婦二人分を納付していた。申立期間①、②及び③については年金手帳の検認欄に検認印が押されており、申立期間④及び⑤についても一緒に納めていた妻は納付済みになっているのに私だけが未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、その母が家族の国民年金保険料を一緒にＡ区役所Ｂ所で納付していたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の印紙検認欄にはＡ区の検認印が押されていることが確認できる。

また、申立期間④について、申立人は、その母が取引銀行であるＦ組合Ｇ支店の集金人に納付していたと申述しているところ、Ｃ市の国民年金台帳により保険料の納付が確認できる上、一緒に納付していたとするその父

母及び妻は納付済みであることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立期間⑤について、申立人は、自宅に出入りしていたＤ金庫又はＥ金庫の集金人にその妻が夫婦二人分の保険料を納付したとしているところ、妻は納付済みであることがオンライン記録から確認でき、申立人が３か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3333

第１　委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年１月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和38年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和58年12月から60年１月まで

昭和58年12月に会社を退職してから、59年１月ころにＡ市役所Ｂ所で国民年金の加入手続をした。窓口で職員が年金手帳を見ただけで何も記入しなかったので、心配に思ったことを覚えている。申立期間の国民年金保険料は、冊子のような納付書が送られてきたので、同所で１か月ごとに納めていた記憶がある。

昭和60年２月に次の仕事が決まり、会社で厚生年金保険に加入していたのに国民年金保険料の納付書が家に届いたので、不思議に思いながらも何度か保険料を納めた。その後やはり変だと思い、Ｂ所に行き、厚生年金保険に加入しているのになぜ納付書が届くのかと聞くと、窓口の女性の職員が、国民年金を辞めるときは自分で役所に行き手続をしなければいけないことを教えてくれた。この時の記憶があるので、申立期間当時保険料を納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、Ａ市役所Ｂ所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を同所で納付書により納付したとしているところ、Ａ市では、申立期間当時、納付書による保険料収納を行い、同所で国民年金の加入手続及び保険料収納を取り扱っていたとしていること、及びＡ市の昭和58年度の納付書は、冊子状で毎月保険料を納付することのできる様式であることなど、申立内容は当時の状況と符合している。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況に

ついて具体的に申述している上、申立期間は 14 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3335

第１　委員会の結論

申立人の昭和51年４月から52年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和51年４月から52年３月まで

昭和50年ころ、Ａ市役所へ行き国民年金の加入手続をした。Ａ市では、近所のＢ郵便局で国民年金保険料を納付していた。51年９月に夫が転勤となり、Ｃ市に転居した。次年度の納付書がＡ市に送られると困るので、Ｃ市役所へ住所変更の手続に行った記憶がある。家計簿には、51年７月27日に保険料を１万6,580円納めている記載がある。申立期間の保険料は１年分まとめて納付したように思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が所持する家計簿の昭和51年７月27日の支出欄に「年金16,580円」の記載があり、記載されている金額は51年４月から同年６月までの国民年金保険料額と同年７月から52年３月までの前納保険料額との合計額と一致している。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3336

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成５年４月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和22年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和59年４月から61年５月まで
②　平成５年４月から７年３月まで

私は、平成７年から 14 年までの間に毎年の家族の国民年金保険料の納付に併せて、妻の分と一緒に免除期間の保険料を追納した。保険料は毎月納付書により郵便局で納付した。所得税確定申告書の社会保険料控除欄に納付金額を記載しており、納付したことが分かる。申立期間が免除期間のままとなっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②のうち、平成５年４月から同年 12 月までの期間について、申立人が提出した９年の所得税確定申告書控えの社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額は、申立人、その妻及び長男の９年１月から同年12月までの現年度保険料と、申立人及びその妻の昭和62年１月から同年３月までの免除期間、申立人の平成５年４月から同年 12 月までの免除期間及びその妻の元年４月から同年 12 月までの免除期間の追納に必要な保険料額との合計額とおおむね一致している。

２　申立期間①について、申立人は、申請免除期間の追納を始めたのは、平成８年からとしていること、及びオンライン記録で申立人の追納記録が確認できるのは８年６月以降であることから、申立人が免除期間の追納を始めたのは８年ころであると推認され、その時点では申立期間①は追納できない期間である。

また、申立期間②のうち、平成６年１月から７年３月までの期間につ

いて、申立人が提出した確定申告書には同期間の追納に要する保険料額に相当する金額が計上されていない。

さらに、申立人は、平成８年ころから納付書によって毎月郵便局で追納保険料を納付していたとしているが、追納した期間や保険料額についての記憶が曖昧(あいまい)である上、申立人が、申立期間①及び申立期間②のうち、６年１月から７年３月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成５年４月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3337

第１　委員会の結論

申立人の昭和 51 年１月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 51 年１月から 52 年 12 月まで

結婚後にＡ市役所から国民年金の加入案内が来て、自分で市役所へ行き加入手続をした。保険料も年払で市役所で納付した記憶がある。未納となっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和 50 年１月から同年 12 月までの国民年金保険料を 53 年１月９日に過年度納付していることが、Ａ市の被保険者名簿兼検認票により確認でき、この時点で申立期間も過年度納付が可能であることから、申立期間の保険料についても納付していたとするのが自然である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出し以降、付加年金保険料を含めて 60 歳満了まで未納が無く、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案 3341

第１　委員会の結論

申立人の平成３年３月、４年３月、５年３月及び同年４月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 19 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成３年３月
②　平成４年３月
③　平成５年３月及び同年４月

60 歳で厚生年金保険の裁定請求をした時に申立期間の各年度末が未納になっていることが分かった。申立期間当時、私は臨時教員として勤務しており、３月 31 日で任用が切れ４月１日に採用という雇用形態であったので、年度末にはＡ市役所に出向き国民年金への加入手続と保険料の納付を行ってきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納期間は無く、申立期間①及び②は１か月、申立期間③は２か月とそれぞれ短期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

さらに、申立人の所持する年金手帳に申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪記録が記載されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金　事案3343

第１　委員会の結論

申立人の昭和52年９月から55年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和24年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和52年９月から55年３月まで

私は結婚後も勤めていた銀行を退職するときに、脱退手当をもらってはいけないことや国民年金に加入しなくてはいけないことを聞かされた。退職後の失業保険受給中は国民年金に加入してはいけないものと思っていたので、受給終了とともに国民年金の加入手続をＡ市役所（現在は、Ｂ市）で行った。まだ夏の日ざしが残っていたころで、長男を乳母車に乗せ、おなかには次男がいたのを記憶している。その後、夫の転勤とともにＣ市の社宅に転居し、昭和 53 年８月か同年９月ころ同じ棟の友人に､年金加入を勧めたことがある。保険料は年４回支給されたボーナスなどの臨時の給与で納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意被保険者資格を昭和 52 年９月 10 日にＡ市において取得していることがＡ市の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人の主張と符合している。

また、申立人が国民年金の加入を勧めたとする申立人の知人は、お互い 20 歳代の時に年金が話題になり、申立人が国民年金に加入していたこと、申立人から国民年金への加入を勧められたことを証言しており、その知人もその後しばらくしてから自身も加入したとしているところ、昭和55年６月から任意加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間以後に未納期間は無く、Ａ市からＣ市への転出に伴う国民年金の住所変更手続を適切に行っており、申立人の納

付意識は高かったと考えられ、国民年金に任意加入しながら、保険料を納付しないとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金　事案3530

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成８年 11 月１日から９年７月１日までの期間及び同年 11 月１日から 10 年 10 月１日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を８年 11 月から９年６月までの期間は 22 万円、同年 11 月から 10 年９月までの期間は 26 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 10 年 10 月１日から 11 年２月１日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 50 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成８年 11 月１日から９年７月１日まで
②　平成９年 11 月１日から 11 年２月１日まで

株式会社Ａに勤務していた期間のうち、申立期間は支給された給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いので訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、申立人の平成８年 11 月から９年６月までの期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する 22 万円と記録されていたところ、10 年６月 23 日付けで、９年７月の随時改定及び同年 10 月の定時決定を取り消した上で８年 11 月にさかのぼって 11 万円に引き下げられていることがオンライン記録において確認できる。

また、申立期間②のうち、申立人の平成９年 11 月から 10 年９月まで

の期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する 26 万円と記録されていたところ、10 年６月 24 日付けで、９年 11 月１日にさかのぼって 11 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、当該期間において減給されたこともないとしており、オンライン記録では、申立人と同時期に入社した 13 人の同僚も同様に平成 10 年６月 23 日及び同年同月 24 日付けで、標準報酬月額を遡及訂正する処理が行われている。

さらに、株式会社Ａに係る滞納処分票から、同社は平成９年 11 月から 10 年５月までの厚生年金保険料について滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年６月 23 日及び同年同月 24 日付けで行われた遡及訂正は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、８年 11 月から９年６月までの期間については 22 万円、同年 11 月から 10 年９月までの期間については 26 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の標準報酬月額（平成 10 年 10 月から同年 12 月までの期間）については、次期の定時決定（10 年 10 月１日）で 11 万円と記録されているところ、当該処理については社会保険事務所が事実に即さない届出であると認識していたとはうかがえず、不合理な処理であったとは言えない。

２　申立期間②のうち、平成 10 年 10 月から 11 年１月までの標準報酬月額については、オンライン記録では 11 万円と記録されている。

しかしながら、申立人は、当該期間に減給はされていないとし、オンライン記録上の標準報酬月額は、平成９年 10 月の定時決定時の標準報酬月額（26 万円）と比べ明らかに低額である上、申立人の給与振込額が記載された普通預金通帳の写し（８年４月から 11 年１月までの期間）では、当該期間の給与振込額は 20 万円以上であることが確認でき、定時決定時である９年 10 月（標準報酬月額は 26 万円）の振込額と当該期間の振込額はおおむね同額であることが確認できる。

また、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いが、申立人と同様に平成 10 年６月 23 日及び同年同月 24 日付けで標準報酬月額を半額に遡及訂正され、その後の定時決定においても、訂正処理後の標準報酬月額以下の標準報酬月額が

記録されている同僚については、その保管する給与明細書（９年 10 月から 11 年２月までの間の７か月分）から、遡及訂正後も訂正処理前の標準報酬月額（９年 10 月の定時決定時の標準報酬月額）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人も９年 10 月の定時決定時の標準報酬月額（26 万円）に相当する保険料が控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成 10 年 10 月から 11 年１月までの標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立てに係る関連資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金　事案3532

第１　委員会の結論

申立人の、Ａ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）に係る被保険者資格取得日は昭和34年10月21日、被保険者資格喪失日は37年２月１日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和34年10月から35年４月までの期間は１万8,000円、35年５月から36年７月までの期間は２万4,000円、36年８月から37年１月までの期間は２万8,000円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和３年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和34年10月21日から37年２月１日まで

昭和31年４月から37年１月までＡ株式会社に勤務していたが、34年10月に厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととされている。

昭和36年10月の業務分担表によると確かに在籍していたはずであるので、年金記録を訂正してもらいたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

申立期間について、Ａ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と「氏名」及び「生年月日」が一致する被保険者記録があり、当該記録によると、被保険者資格取得日が昭和34年10月21日、資格喪失日が37年２月１日となっており、申立期間と一致する。

また、当該記録の記号番号は、申立人の基礎年金番号と一致する上、同僚の一人は、当時、「Ｃ」という人物は、職場に一人しかいなかったと供述していることから、上記未統合の被保険者記録は、申立人の記録と認められる。

さらに、Ｂ株式会社及び申立人の妻が提出した、昭和36年10月１日現

在の業務分担表及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてＡ株式会社本社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 34 年 10 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、37 年２月１日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の被保険者記録から、昭和 34 年 10 月から 35 年４月までの期間は１万 8,000 円、35 年５月から 36 年７月までの期間は２万 4,000 円、36 年８月から 37 年１月までの期間は２万 8,000 円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金　事案3535

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和45年12月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を３万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和45年12月28日から46年６月１日まで

社会保険庁（当時）の記録によれば、私がＡ株式会社に勤務していた期間に係る厚生年金保険資格取得日は昭和46年６月１日になっている。

Ｃ株式会社を退職してＡ株式会社に一緒に転職した同期入社の同僚の資格取得日は昭和45年12月28日になっているが、私の資格取得日は６か月後になっている。

納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が勤務していたＡ株式会社から提出された人事記録及び申立人が当該事業所から定年退職時に授与された感謝状により、申立人が昭和45年12月28日に同社に入社したことが確認できる。

また、申立人が当該事業所退職時に交付された退職所得の源泉徴収票・特別徴収票によると、申立人の勤務年数は36年、就職年月日は昭和45年12月28日と明記されており、かつ、雇用保険の資格記録においても申立期間とおおむね一致していることから、申立期間に申立人が同事業所に継続勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人と同時期に入社したとする複数の同僚の資格取得日は昭和45年12月28日となっていることが確認できる。

加えて、事業主は、申立期間当時から厚生年金保険及び健康保険に係る資格取得に係る手続は同時に行っており、厚生年金保険料も控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年６月のオンライン記録から３万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時から厚生年金保険及び健康保険の資格取得に係る手続は同時に行っていたため、昭和 45 年 12 月 28 日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと考えられるとして、申立期間に係る保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金　事案 3537

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社Ｂ所（現在は、Ｃ株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和 25 年５月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 4,500 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和４年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 24 年９月 25 日から 25 年５月１日まで

昭和 21 年にＤ株式会社で就職し、以後会社の商号は、Ａ株式会社、Ｅ株式会社、Ｃ株式会社と変更されているが、すべて同一会社であり、継続勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳では、Ａ株式会社Ｂ所において昭和 21 年８月１日に厚生年金保険の資格を取得し、24 年９月 25 日に資格を喪失した後、25 年５月１日にＡ株式会社Ｆ所（現在は、Ｃ株式会社）において再度資格を取得しており、24 年９月から 25 年４月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、照会した同僚のうち二人は、「自分が入社した、昭和 22 年から 30 年ころまで、会社に住み込みで働いており、申立期間当時は申立人も一緒だった。」と供述している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人以外の同僚７人は、いずれも 25 年５月１日にＡ株式会社Ｂ所において資格喪失後、同日にＡ株式会社Ｆ所において資格を取得しており、かつ、複数の同僚は、「申立人は、申

立期間において、勤務形態や業務内容の変更は無い。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（25 年５月１日にＡ株式会社Ｂ所から同社Ｆ所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社Ｂ所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における昭和 24 年８月の記録から、4,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「ほかの同僚が、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることで、申立人の記録も継続していると判断されるのであれば、当社の保険料の納付についても滞りなく行っていたとされるのが通常であると考える。」と保険料の納付に関して主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金　事案3539

第１　委員会の結論

申立人の株式会社Ａにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成７年 10 月１日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成６年８月から７年９月までの期間の標準報酬月額については９万8,000円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成６年８月31日から７年10月１日まで

平成６年２月 16 日から 20 年７月 15 日までＢグループで継続して勤務したが、６年８月 31 日から７年 10 月１日までの株式会社Ａでの 14 か月の厚生年金保険の記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

法人登記簿謄本並びに株式会社Ａの元事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が勤務していたとする株式会社Ａは、株式会社Ｃのグループ企業であったことが認められるところ、申立期間において申立人の株式会社Ｃに係る雇用保険の被保険者記録が確認できること、及び上司の供述から判断すると、申立人が、株式会社Ａに申立期間について継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、株式会社Ａにおいて、当初、資格取得日は平成６年２月 16 日、標準報酬月額については、資格取得時、同年10月１日及び７年 10 月１日の定時決定において、いずれも９万 8,000 円と記録されていたところ、８年１月５日付けで、資格取得時の６年２月 16 日までさかのぼって標準報酬月額を９万8,000円から８万円まで引き下げた上、６年10月１日及び７年10月１日の定時決定記録を取り消し、資格喪失日を６年８月 31 日とする遡及訂正処理が行われていることが確認できる。また、同社の被保険者の中には、申立人と同様に８年１月５日付けで、標

準報酬月額を減額し資格喪失日を６年８月 31 日とする遡及訂正処理が行われている者が 34 人確認できる。

また、株式会社Ａの元事業主は、「平成６、７年ころは資金繰りが厳しく、保険料の滞納に対して社会保険事務所（当時）から再三督促を受け、出頭して指導を受けた記憶がある。」と供述しているところ、同社の滞納処分票が社会保険事務所に存在し、保険料の滞納の事実が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成６年８月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人が継続してＢグループに勤務していたと推認できることから、グループ会社であるＤ株式会社の資格を取得した７年 10 月１日であると認められる。

また、平成６年８月から７年９月までの申立人の株式会社Ａにおける標準報酬月額については、訂正処理前のオンライン記録から９万 8,000 円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金　事案3540

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、Ａ株式会社Ｂ支店における資格取得日に係る記録を昭和38年10月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を３万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和６年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和38年10月１日から同年11月１日まで

Ａ株式会社に昭和 26 年６月１日に入社し、以後異動（転勤）があったが、継続して定年まで勤務した。同社Ｃ支店Ｄ所から同社Ｂ支店へ転勤した際の１か月間の厚生年金保険被保険者期間が無い。この期間も勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録から判断すると、申立人は、Ａ株式会社に継続して勤務し（昭和38年９月10日にＡ株式会社Ｃ支店Ｄ所から同社Ｂ支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社Ｂ支店に係る昭和38年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、３万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金　事案 3541

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、Ａ株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 35 年３月１日）及び資格取得日（35 年６月１日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を１万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 13 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 29 年４月１日から 30 年７月 10 日まで
②　昭和 35 年３月１日から同年６月１日まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間①については、株式会社Ｂ（現在は、Ｃ株式会社）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 30 年７月 10 日となっており、申立期間①の被保険者資格記録が無い。また申立期間②については、Ａ株式会社に勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険被保険者資格記録が無い。申立期間について、両社共に勤務していたのは間違いないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、オンライン記録ではＡ株式会社において昭和 33 年 11 月３日に厚生年金保険の資格を取得し、35 年３月１日に資格を喪失後、同年６月１日に同社において再度資格を取得しており、同年３月から同年５月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は、申立期間②当時Ｄ係として勤務したと供述しているところ、一緒に勤務した同僚５人は、「申立人はＤ係だった。当時は会社の経営状態も良く、忙しく残業続きだった。途中で辞めたということは無い。いったん退職した者が再入社できるという話は聞いたことが

無い。」と供述しているところ、これら５人はいずれも申立期間②において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、１万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年３月から同年５月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Ｂに勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、申立期間①当時の人事記録及び被保険者資格取得届、喪失届等の資料は現存していないとしているものの、事業主から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名式２）」（事業所作成）には、申立人の被保険者資格取得日は昭和 30 年７月 10 日となっており、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致する上、健康保険の整理番号に欠番の無いことが確認できる。

また、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除については当時の資料が現存していないことから不明としており、申立人が同社に勤務していたと回答した同僚も同様に社会保険料控除については不明であると供述している。

さらに、同僚照会の回答書では、３人の同僚は、入社日の１か月後に被保険者資格を取得したとし、入社時から社会保険料が控除されていたか否かについては記憶に無いとしている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3542

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和44年５月12日から45年８月１日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社Ｂ工場（現在は、Ｃ株式会社）における資格取得日に係る記録を44年５月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を５万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和15年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和42年10月１日から43年２月５日まで
②　昭和44年４月26日から45年８月１日まで

Ｄ株式会社に勤務した前後の厚生年金保険被保険者期間が無い。

前後の会社と間隔を空けずに勤務しており、期間が空くのはおかしいと思うので調査をお願いしたい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和44年５月12日に資格を取得していることが確認できることから、Ａ株式会社Ｂ工場に同日から継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の申立人の上司や同僚が、採用後、一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行は無かったと供述している上、現在のＣ株式会社の総務担当者も、「Ａ株式会社Ｂ工場に入社すると、必ず社会保険には加入させていた。」と供述している。

さらに、Ａ株式会社Ｂ工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間②当時のＡ株式会社Ｅ営業所で勤務していた事務員によると、「申立人及び申立人が唯一覚えている同僚についても記憶があり、同営業所では、給与は全員給与袋で支給され受領印を押して給与袋を戻す方法となっており、申立人を含めた営業所全員が同封さ

れていた給与明細には厚生年金保険料控除額が記載されていたと記憶している。また、給与計算及び決定については当時本社がすべて行っていた。」と供述している。

また、Ａ株式会社Ｂ工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている新規取得の同僚二人（うち一人は同社Ｅ営業所に昭和43 年８月１日付け採用、うち一人は同社のほかの営業所に 44 年４月１日付け採用）は、当時同社に入社すると年齢及び熟練度に関係なく、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険は同時に加入させてもらったことを供述している上、当該二人の同僚の同社における勤務開始日は、厚生年金保険被保険者記録の同社における資格取得日と一致する。

一方、申立期間②のうち、昭和 44 年４月 26 日から同年５月 12 日までの期間については、雇用保険の加入記録は確認できないほか、事業主及び同僚からも勤務実態及び保険料控除について明確な供述は得られない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和44 年５月 12 日から 45 年８月１日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 45 年８月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から５万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は保険料の納付をしたか否かについては不明としているが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 45 年８月１日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 44 年５月から 45 年７月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　申立期間①について、Ｄ株式会社の当時の同僚二人が、申立人は昭和43 年２月５日よりも以前に入社していたと供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①において同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、Ｄ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和 43 年２月５日に資格を取得している同僚は、「資格取得日よりも前から勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いのは、会社が社会保険に加入していなかったかもしれない。また、

当時は会社が始まったばかりで仕事量が少なかったときもあった。」と供述している上、ほかの同僚からも自身の資格取得日の少なくとも３か月前から勤務していた旨を供述していることを踏まえると、Ｄ株式会社は創業期において、採用後、一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行うという取扱いがあったことがうかがえる。

また、Ｄ株式会社に係る申立人の雇用保険の加入記録は無く、同社で勤務していたことを確認することはできない。

さらに、Ｄ株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も他界していることから、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3543

第１　委員会の結論

申立人のＡ株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成11年３月29日、資格喪失日が15年９月６日とされ、当該期間のうち、15年８月28日から同年９月６日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年９月６日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和53年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成15年８月28日から同年９月６日まで

Ａ株式会社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失年月日訂正届について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が保管していた普通預金通帳及び平成15年分の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間においてＡ株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成15年分の源泉徴収票における社会保険料控除額から判断すると、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3544

第１　委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 38 年２月１日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年８月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る株式会社ＡのＢ支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、１万 2,000 円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和14年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和38年２月ころから同年８月ころまで

社会保険事務所の回答では、株式会社Ａでの厚生年金保険被保険者記録が昭和38年12月２日から39年１月28日までの１か月間となっているが、私が同社のＣ所（Ｄ市）で勤務するようになったのは、結婚した38年10月より前であったし、期間ももう少し長かった。記録は間違っているので、調査して訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

株式会社ＡのＢ支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が同一で、申立人の旧姓「Ｅ」と２字が異なる「Ｆ」の記録が発見され（オンライン記録では、Ｇとされている。）、当該記録は、昭和38年２月１日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年８月 20 日に資格を喪失している上、基礎年金番号に未統合となっている。

また、株式会社Ａが保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名式）には、昭和38年２月１日に資格を取得し、同年８月20日に資格を喪失した「Ｆ」の記録が確認できる上、同事業所が保管する「社会保険移動台帳」のＦの採用先欄に「Ｈ」の記載が確認でき、申立人が供述しているＣ所と一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳により、上記記録の前後である、昭和

38 年２月 25 日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年９月１日に再取得していることが確認できる。

これらの事実を踏まえると、当該未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 38 年２月１日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年８月 20 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、株式会社Ａに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該未統合記録から、１万 2,000 円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金　事案3545

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和13年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和51年９月１日から52年10月１日まで

申立期間当時は、株式会社ＡのＢ支店から同社のＣ地の事業所へ転勤した時期であるが、直前の同社Ｂ支店の標準報酬月額が 32 万円であるにもかかわらず、Ｃ地に転勤してきた時点の標準報酬月額が 30 万円に下がっているのはおかしい。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、Ｄ会の記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と同様に 30 万円とされているものの、株式会社Ａが加入しているＥ組合の記録は、32 万円とされている。

また、申立期間当時、株式会社Ａに勤務し、かつＦ基金が老齢厚生年金の給付の代行部分の支給事務を政府に返上（以下、「代行返上」という。）する際に同基金の事務長であった者は、「申立期間当時は、健康保険、厚生年金基金、社会保険事務所（当時）の届書については複写式だった。代行返上の際、厚生年金基金と国の記録が異なる場合は、厚生年金基金の記録を国の記録にあわせて修正したため、健康保険組合の記録が正しいと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 32 万円とする届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

埼玉厚生年金　事案3552

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Ａ（現在は、株式会社Ｂ）Ｃ支店における資格取得日に係る記録を昭和41年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を３万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和21年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和41年10月22日から同年11月１日まで

平成17年に調べた社会保険事務所（当時）の記録で、厚生年金保険の被保険者記録に空白があるのが分かった。株式会社Ｄ人事部に照会したところ、株式会社ＡのＣ支店への転勤日は昭和41年10月22日とすべきところを同年11月１日として事務手続を行ったとの回答を得ている。また、初回年金受領後に年金額を確認し対応するとの回答も得ているので、年金記録の訂正をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和40年３月19日から平成13年10月31日まで継続して株式会社Ａに勤務し（昭和41年10月22日に株式会社ＡのＥ支店から同社Ｃ支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社ＡのＣ支店における昭和41年11月のオンライン記録から３万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと供述しているものの、これを証明する資料が無く、こ

のほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金　事案3553

第１　委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和52年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成18年９月１日から19年５月１日まで

Ａ地方裁判所において和解の後、株式会社Ｂに勤務した期間のうち平成18年４月から20年３月までの割増賃金の未払分が支払われた。同社は、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の訂正を行い、同社に厚生年金保険料を控除されていたので申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主が提出した申立人に係る割増賃金の未払分が支払われる前と支払われた後の標準報酬月額に基づく控除保険料額の差額を記載した資料から、当該割増賃金額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立期間についてその主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年６月 12 日に事業主が申立期間に係る標準報酬月額算定基礎届の訂正を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3554

第１　委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成18年９月１日から19年５月１日まで

Ａ地方裁判所において和解の後、株式会社Ｂに勤務した期間のうち平成18年４月から20年３月までの割増賃金の未払分が支払われた。同社は、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の訂正を行い、同社に厚生年金保険料を控除されていたので申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主が提出した申立人に係る割増賃金の未払分が支払われる前と支払われた後の標準報酬月額に基づく控除保険料額の差額を記載した資料から、当該割増賃金額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立期間についてその主張する標準報酬月額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年６月 12 日に事業主が申立期間に係る標準報酬月額算定基礎届の訂正を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3555

第１　委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和56年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成18年９月１日から19年５月１日まで

Ａ地方裁判所において和解の後、株式会社Ｂに勤務した期間のうち平成18年４月から20年３月までの割増賃金の未払分が支払われた。同社は、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の訂正を行い、同社に厚生年金保険料を控除されていたので申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主が提出した申立人に係る割増賃金の未払分が支払われる前と支払われた後の標準報酬月額に基づく控除保険料額の差額を記載した資料から、当該割増賃金額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立期間についてその主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年６月 12 日に事業主が申立期間に係る標準報酬月額算定基礎届の訂正を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3556

第１　委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和48年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成18年９月１日から19年５月１日まで

Ａ地方裁判所において和解の後、株式会社Ｂに勤務した期間のうち平成18年４月から20年３月までの割増賃金の未払分が支払われた。同社は、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の訂正を行い、同社に厚生年金保険料を控除されていたので申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主が提出した申立人に係る割増賃金の未払分が支払われる前と支払われた後の標準報酬月額に基づく控除保険料額の差額を記載した資料から、当該割増賃金額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立期間についてその主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年６月 12 日に事業主が申立期間に係る標準報酬月額算定基礎届の訂正を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案 3557

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和 24 年４月 28 日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和３年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間 ：　①　昭和 24 年４月 28 日から 24 年６月 25 日まで
②　昭和 30 年 12 月 26 日から 31 年１月４日まで
③　昭和 40 年３月 31 日から 40 年４月１日まで

昭和 24 年４月 28 日に当時勤務していたＣ株式会社の社命により、同僚６人とともに同社の資金により設立されたＡ株式会社に転籍した。その後、31 年１月４日に同社を退職しＤ株式会社に転籍した。３社は同族企業であり、Ｃ株式会社入社からＤ株式会社退職の 40 年３月 31 日まで継続勤務したと考えている。年金の記録においては継続勤務した期間のうち、転籍時の 24 年４月から同年５月までの期間、30 年 12 月及び退職時の 40 年３月の合わせて４か月分の記録が空白となっている。

これらの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①については、申立人は、Ｃ株式会社とＡ株式会社は同族会社であり、Ｃ株式会社の社命により、同僚６人（このうち３人は故人）とともに昭和 24 年４月 28 日にＡ株式会社へ異動したと供述しているところ、当時の同僚二人も２社は関連会社であり、当該異動は社命によるものであると供述している。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険名簿により、Ｃ株式会社からＡ株式会社へ同時期に異動した同僚６人のＣ株式会社における資格喪失日は、申立人と同じ昭和 24 年４月 28 日である者が一人、同年４月 25 日である者が３人、同年４月１日、同年４月８日である者がそれぞれ一人と同一日ではないものの、Ａ株式会社における資格取得日は全員が同年６月 25 日であることが確認できる。

さらに、同時期に異動した同僚のうちの一人は両社の社長は同一人物であったと供述し、もう一人の同僚も、Ｃ株式会社の社長はＡ株式会社の役員を兼務していたと供述している上、Ｃ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において事業主欄に同人の名前が記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 24 年４月 28 日に、Ｃ株式会社から、同社の関連会社であるＡ株式会社へ移籍出向し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 24 年６月の社会保険事務所(当時)の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務、厚生年金保険に係る届出並びに保険料の控除及び納付については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

２　申立期間②については、申立人は、Ｄ株式会社はＣ株式会社社長の子が経営する同族会社であり、同社の関連会社であるＡ株式会社からの移籍について厚生年金保険の被保険者期間に空白があることは納得できないとしているが、Ｄ株式会社への移籍については、同社社長の勧誘によるものと供述している上、同僚の一人は、申立人の同社への移籍は社長の引き抜きによるものであり、給与もほかの社員より高額であったと供述している。

また、申立人は、Ａ株式会社からＤ株式会社に同時に移籍した同僚（故人）について、Ａ株式会社在籍中から行動を共にし、Ｄ株式会社のあるＥ地への転居について、同じトラックに相乗りして行ったと供述し

ているところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険名簿により、当該同僚のＡ株式会社における資格喪失日が昭和 30 年 12 月 26 日、Ｄ株式会社における資格取得日が 31 年１月４日であり、申立人の記録と同じであることが確認できる上、申立人が少し遅れて移籍してきたとするもう一人の同僚（故人）のＡ株式会社における資格喪失日が、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により 30 年 12 月 31 日であることが確認できる。

さらに、Ｄ株式会社の事業主は既に死亡しており、Ａ株式会社の現事業主に照会したが、当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務、厚生年金保険に係る届出並びに保険料の控除及び納付については不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間②において、各事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

３　申立期間③については、申立人は、Ｄ株式会社退職時において残っていた有給休暇を消化して昭和 40 年３月 31 日に退職したと供述している。

しかし、Ｄ株式会社は既に解散しており、元事業主、当時の工場長及び当時の社会保険担当者も既に死亡していることから、申立人の同社における退職日及び厚生年金保険の被保険者資格喪失に係る届出を確認することはできなかった。

また、申立人が退職後に工場長となった同僚は、申立人のＤ株式会社退職の事実は申立人の退職後に知ったため、具体的な退職日の回答は不可能と供述している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において同社に勤務していた者のうち、連絡先が判明した者全６人に問い合わせ、４人から回答を得たが、申立人の退職日について具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間③において、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3563

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Ａ（後に、Ｂ株式会社）の資格取得日に係る記録を昭和47年３月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を５万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和47年３月27日から同年11月１日まで

私は、Ｃ株式会社の子会社の株式会社Ａに昭和47年３月27日に正社員として入社し、Ｄ部Ｅ所のＦとして勤務し、平成19年５月31日までＧグループで継続勤務したが、社会保険庁（当時）の記録は、厚生年金保険の加入は昭和47年11月１日になっている。

しかし、昭和47年４月支給の給与から厚生年金保険料1,792円が控除されており、当時の給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出したＣ株式会社に係る退職所得の源泉徴収票によると、就職日は昭和47年３月27日、退職日は平成19年５月31日と記載されている上、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に株式会社Ａに勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、昭和47年６月支給から同年10月支給までの給与明細書を所持しており、これによると毎月、厚生年金保険料1,792円、健康保険料1,960円、失業保険料348円が控除されている。

さらに、同一事業所に勤務していた上司及び同僚の４人は、いずれも「自分を含めて正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入していて保険料を控除されていた。」と供述している。加えて、別の同僚を含む同僚４人

は、「申立人は、申立期間の厚生年金保険料を控除されていた。」としており、そのうちの同僚の一人は、「給与明細書を見ていて厚生年金保険料が確かに控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書における保険料控除額から、５万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、Ｃ株式会社は保険料の納付は不明としているものの、当該会社が提出した「被保険者取得確認および標準報酬通知書」における資格取得日が昭和47年11月１日と記載されていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年３月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3569

第１　委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成３年４月から同年９月までを24万円に、同年10月から４年９月までを26万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和37年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成３年４月１日から４年10月31日まで
②　平成４年10月31日から５年６月１日まで
③　平成８年10月１日から９年３月１日まで
④　平成９年12月30日から10年１月１日まで

年金事務所に記録の照会をしたところ、株式会社Ａに勤務していた期間のうち、平成３年４月から４年９月までの標準報酬月額が、５年４月１日において、当初の記録を取り消して低い額に訂正されていた。また、同社には同年５月までは勤務していたが、４年10月31日より後の被保険者記録が無い。

さらに、平成８年10月に有限会社Ｂに入社し、10年12月末まで同社に勤務したが、９年３月１日から同年12月30日までの被保険者記録しかない。これらの記録について調査と記録の訂正をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、オンライン記録において、申立人の株式会社Ａにおける申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成３年４月から同年９月までは24万円、同年10月から４年９月までは26万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成４年10月31日より後の５年４月１日に、申立人を含む６人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の場合、３年４月から４年９月までの標準報酬月額が９万8,000円へと引き下

げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を遡及（そきゅう）して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成３年４月から同年９月までは 24 万円、同年 10 月から４年９月までは 26 万円とすることが必要と認められる。

2　申立期間②について、申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間②に株式会社Ａに勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所が平成４年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、事業主からは、連絡先不明により、申立期間②における厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことについて、供述を得ることはできなかった。

なお、オンライン記録により、申立人の平成４年 10 月から５年３月までの期間に係る国民年金保険料は納付済みと記録されていることが確認できるほか、申立人同様、４年 10 月 31 日に当該事業所で資格喪失している複数の同僚は、同年 10 月からの国民年金保険料が納付済みと記録されていることが確認でき、同僚の一人は、「当時、総務部から厚生年金保険ではなくなるので、国民年金保険料を払うように言われ、自分で保険料を納付していた。」と供述している。

3　申立期間③について、申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が、有限会社Ｂにおいて、平成９年５月１日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成９年３月１日であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成８年分及び９年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額から計算された健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことがうかがえる。

加えて、当時の事業主及び同僚は所在が不明であり、当時の状況等について確認することはできない。

4　申立期間④について、申立人に係る雇用保険の記録により、申立人の有限

会社Ｂにおける離職日は平成９年 12 月 29 日であることが確認でき、厚生年金保険法第 14 条において資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされており、この離職日はオンライン記録にある厚生年金保険被保険者資格喪失日と合致している。

このほかに、申立人が申立期間④に当該事業所に勤務していた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5　申立期間②、③及び④について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3570

第１　委員会の結論

１　申立人は、申立期間①のうち、平成13年８月１日から18年９月１日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 13 年８月から 15 年３月までの期間は26万円、同年４月から16年９月までの期間は34万円、同年10月から18年８月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、32 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和34年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成７年６月14日から18年９月１日まで
②　平成18年９月１日から同年11月１日まで

社会保険庁（当時）の記録では、有限会社Ａにおける申立期間の標準報酬月額は22万円及び26万円となっているが、給与明細書の給与総額

と大幅に違っているので、申立期間に係る標準報酬月額について、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

２　申立期間①のうち、平成 13 年８月１日から 18 年９月１日までについて、申立人の標準報酬月額は、申立人及び同僚の給与明細書から判断すると、13 年８月から 15 年３月までの期間は 26 万円、同年４月から 16 年９月までの期間は 34 万円、同年 10 月から 18 年８月までの期間は 32 万円であり、これらに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立人の当該期間に係る厚生年金保険料は過少な納付であったことを認めている上、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、今回訂正する期間において一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、申立人の給与明細書により確認できる平成８年４月、同年５月、同年 10 月から９年８月まで、９年 11 月から 10 年５月まで、10 年８月、同年 10 月及び 12 年４月から同年 12 月までの標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成７年６月から 13 年７月までの標準報酬月額のうち、上記以外の期間については、保険料の控除が確認できる給与明細書等の関連資料が無く、事業主及び同僚からも当該期間における給与明細書等の関

連資料が確認できないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3　申立期間②について、申立人の同僚の給与明細書から、申立人は、32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について事業主は、社会保険事務所に対して申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料は過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は 32 万円の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額である 22 万円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3571

第１　委員会の結論

１　申立人は、申立期間①のうち、平成13年８月１日から18年９月１日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 13 年８月から 15 年３月までの期間は26万円、同年４月から16年９月までの期間は34万円、同年10月から18年８月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、32 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和32年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成８年３月１日から18年９月１日まで
②　平成18年９月１日から同年11月１日まで

社会保険庁（当時）の記録では、有限会社Ａにおける申立期間の標準報酬月額は22万円及び26万円となっているが、給与明細書の給与総額

と大幅に違っているので、申立期間に係る標準報酬月額について、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

２　申立期間①のうち、平成 13 年８月１日から 18 年９月１日までについて、申立人の標準報酬月額は、申立人及び同僚の給与明細書から判断すると、13 年８月から 15 年３月までの期間は 26 万円、同年４月から 16 年９月までの期間は 34 万円、同年 10 月から 18 年８月までの期間は 32 万円であり、これらに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立人の当該期間に係る厚生年金保険料は過少な納付であったことを認めている上、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、今回訂正する期間において一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、申立人の同僚の給与明細書により確認できる平成８年４月、同年５月、同年 10 月から９年８月まで、９年 11 月から 10 年５月まで、10 年８月、同年 10 月及び 12 年４月から同年 12 月までの標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成７年６月から 13 年７月までの標準報酬月額のうち、上記以外の期間については、保険料の控除が確認できる給与明細書等の関連資料が無く、事業主及び同僚からも当該期間における給与明細書等の関

連資料が確認できないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3　申立期間②について、申立人の同僚の給与明細書から、申立人は、32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について事業主は、社会保険事務所に対して申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料は過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は 32 万円の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額である 22 万円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3573

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ院（現在は、Ｂ院）における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月１日に訂正し、申立期間における標準報酬月額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和24年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和53年10月31日から同年11月１日まで

Ａ院にＣとして昭和53年10月31日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年11月１日になるはずだ。

申立期間（昭和53年10月）を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が保管していた給料明細により、申立人が昭和53年10月31日までＡ院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料明細における保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年11月１日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3574

第１　委員会の結論

申立人の株式会社Ａにおける平成12年７月から13年５月までに係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の株式会社Ａにおける平成13年６月から14年４月までに係る標準報酬月額の記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和36年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成12年７月１日から14年７月１日まで

申立期間の株式会社Ａにおける標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与の額より低いので、実際の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　オンライン記録によると、申立期間のうち、平成12年７月から13年５月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初申立人が主張する30万円と記録されていたところ、同年６月22日付けで、12年７月にさかのぼって18万円に引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社Ａの事業主及び同僚一人については、オンライン記録により、申立人と同様に平成13年６月22日付けで12年７月にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時は、会社の経営が苦しく、給料の遅配があったと供述している。

加えて、申立人から提出された平成14年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている平成13年の社会保険料控除額から算出した１か月当たりの厚生年金保険料控除額及び13年５月の給与明細書

に記載されている厚生年金保険料の控除額は、申立人の主張する標準報酬月額（30 万円）に基づき算定した厚生年金保険料と合致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年６月 22 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の 12 年７月から 13 年５月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、平成 13 年６月から 14 年７月までの標準報酬月額については、上記遡及訂正処理を行った 13 年６月に随時改定が行われ、18 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

２　申立期間のうち、平成 13 年６月から 14 年４月までの申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された平成 14 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている 13 年の社会保険料控除額から算出した１か月当たりの厚生年金保険料控除額、14 年分の確定申告書に記載されている 14 年の社会保険料控除額から算出した１か月当たりの厚生年金保険料控除額並びに 14 年１月及び同年２月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、13 年６月から 14 年４月までにおいて、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

３　申立期間のうち、平成 14 年５月及び同年６月に係る申立人の標準報酬月額については、申立人は、「オンライン記録の株式会社Ａに係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与に見合った標準報酬月額と異なる。」と申し立てているが、オンライン記録から、標準報酬月額がさか

のぼって訂正された形跡は認められない。

また、平成 14 年分の確定申告書に記載されている 14 年の社会保険料控除額から算出した１か月当たりの厚生年金保険料控除額から、14 年５月及び同年６月において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、平成 14 年５月及び同年６月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、平成 14 年５月及び同年６月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成 14 年５月及び同年６月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3580

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Ａにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年６月21日）及び資格取得日（47年４月１日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を46年６月及び同年７月は７万2,000円、同年８月から47年３月までの期間は８万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和11年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和46年６月21日から47年４月１日まで

昭和42年４月17日から55年２月１日までの間、株式会社Ａに継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間である46年６月21日から47年４月１日までの間の被保険者記録が欠落している。申立期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、株式会社Ａにおいて昭和42年４月17日に厚生年金保険の資格を取得し、46年６月21日に資格を喪失後、47年４月１日に同社において再度資格を取得しており、46年６月から47年３月までの申立期間の被保険者記録が無い。

また、事業主を含む全社員14人の被保険者記録も申立人と同様に、46年６月21日に資格を喪失後、47年４月１日に同社において再度資格を取得しており、46年６月から47年３月までの間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、Ｂ基金の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において株式会社Ａに継続して勤務していたことが認められる。

また、当該同僚らは、「申立期間当時、事業主から厚生年金保険の適用事業所ではなくなったというような説明は無かった。そして、給与から厚生年金保険料を控除されていなければ誰かが気がついて、社員全員で問題提起したはずであるが、それも無かったので控除されていたはずである。また、勤務していた期間で健康保険証が使えなかったことは無かった。申立期間当時の株式会社Ａの経営状態は順調であった。」と供述している。

さらに、株式会社Ａの顧問会計士は、「昭和 52 年当時、事務を引き継いだ際、事業主から厚生年金保険の空白期間についての話は無かった。当時の事業所は業績が好調で事業を拡大していた時期であったので、保険料の滞納などということは無く、社員の厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があるなどということは考えられない。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間におけるＢ基金の記録から判断すると、昭和 46 年６月及び同年７月は７万 2,000 円、同年８月から 47 年３月までは８万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、株式会社Ａは、昭和 46 年６月 21 日に適用事業所ではなくなり、その後、47 年４月１日に適用事業所となり、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、Ｂ基金の適用事業所となっており、また、同基金の記録からも、当時の厚生年金法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3585

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和 46 年４月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を３万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和26年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和46年３月28日から同年４月１日まで

昭和 45 年４月１日から現在までＡ株式会社及び関連会社で勤務しているにもかかわらず、46 年３月 28 日から同年４月１日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、上記期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業主から提出を受けた職歴証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がＡ株式会社に継続して勤務しており（昭和 46 年４月１日にＡ株式会社から同社Ｂ支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年２月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、３万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、Ａ株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日とＣ組合から提出を受けた被保険者名簿の資格喪失日が同日となっており、社会保険事務所（当時）及びＣ組合の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年３月28日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年３月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3586

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）Ｃ支店における資格喪失日に係る記録を昭和 35 年２月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を１万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＤ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和36年４月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を３万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和３年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和34年12月１日から35年２月１日まで
②　昭和36年４月21日から同年５月１日まで

大学卒業後、Ａ株式会社に勤務し、定年までの期間において途中退職することなく勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が見当たらない。途中、会社の合併などで社名は変更されているが、間違いなく同じ会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

１　Ｂ株式会社から提出を受けた退職者名簿、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がＡ株式会社に継続して勤務し

（昭和 35 年２月１日にＡ株式会社Ｃ支店から同社Ｅ支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社Ｃ支店における昭和 34 年 11 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、１万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

２　Ｂ株式会社から提出を受けた退職者名簿、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、Ａ株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 36 年４月 21 日にＡ株式会社から同社関連会社のＤ株式会社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のＤ株式会社における昭和 36 年５月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、３万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、Ｄ株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、申立期間②直後の昭和 36 年５月１日に適用事業所となっているが、その前は申立期間②を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、法人であり、新規適用時の被保険者数も 22 人いた上、同僚の供述から申立期間②当時も申立人の同僚が５人以上いたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の昭和 36 年４月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金　事案3587

第１　委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 43 年９月５日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44 年３月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、２万 4,000 円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 19 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 43 年９月５日から 44 年３月 16 日まで

Ａ株式会社に昭和 43 年９月５日から 44 年３月 15 日まで勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では同期間が空白となっている。給与明細書（昭和 43 年９月、同年 11 月及び同年 12 月分）で厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてＡ株式会社に勤務していたことが認められる。

一方、Ａ株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と基礎年金番号、姓名の漢字及び生年月日が同一で、フリガナだけが申立人の「Ｂ」ではなく「Ｃ」となっている者について、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 43 年９月５日に取得し、喪失日は確認できないものの、健康保険証の返却日が 44 年３月 27 日、進達記録欄に同年３月 28 日と記載された基礎年金番号に統合されていない記録が確認できるが、当該原票には「資格取消」（記載時期不明）の記載がされていることが確認できる。

また、Ａ株式会社に係る同僚 243 人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、同社が適用事業所ではなくなった昭和 43 年３月１

日以降の同年10月１日の定時決定の記録が確認できる者が35人いることが確認できる上、26 人の資格喪失時の進達記録欄に記載された日付が 44年５月１日となっていることが確認できる。

さらに、申立人から提出を受けた昭和 43 年９月、同年 11 月及び同年12 月の給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和 43 年９月５日に取得した被保険者資格について取消処理を行う合理的理由は無く、当該資格取得の取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は取消処理される前のＡ株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に記載の 43 年９月５日であり、また、資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である44年３月16日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出を受けた当該給与明細書の記録から判断すると、２万4,000円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金　事案 3588

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ有限会社（現在は、株式会社Ｂ）における資格喪失日に係る記録を昭和 42 年９月１日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を２万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 19 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 42 年４月３日から同年６月１日まで
②　昭和 42 年８月 31 日から同年９月１日まで
③　昭和 63 年３月 31 日から同年４月１日まで

申立期間①及び②にＡ有限会社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

また、申立期間③にＢ株式会社（現在は、Ｃ株式会社）で勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②にＡ有限会社に勤務していたことが認められる。

また、Ａ有限会社に勤務していた４人の同僚について、雇用保険の被保険者記録照会に関する同意を得て同記録を確認した結果、雇用保険の離職日と厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同日の者はおらず、二人の同僚の記録は雇用保険の離職日の翌日及び厚生年金保険の喪失日が一致していることが確認できた。さらに、二人の同僚に照会をしたところ、勤務は月末までで、厚生年金保険の被保険者記録は１日喪失となっ

ており間違いないとの回答を得た。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のＡ有限会社における昭和 42 年７月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、２万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間②当時の事業主も故人となり、当時の資料も無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 42 年９月１日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年８月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年８月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　一方、申立期間①については、Ａ有限会社の元事業主は故人となっており、現在の事業主は当時の資料も無く不明との回答であった。

また、所在を確認できた申立期間①当時の厚生年金保険被保険者 14 人に対し照会をしたが、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険への加入をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、Ａ有限会社で昭和 42 年６月１日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、Ａ有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 42 年６月１日となっており、記載内容に不自然な点は見当たらない。

３　申立期間③については、Ｃ株式会社の事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないとしている上、申立期間③に係る厚生年金保険料を申立人から控除していない旨の回答をしている。

また、Ｃ株式会社の厚生年金基金の記録を管理するＤセンターの加入記録では、申立人の厚生年金基金の資格喪失日が昭和 63 年３月 31 日となっていることが確認できる上、同社が加入していたＥ組合の被保険者記録でも、申立人の健康保険組合の資格の喪失日は同年３月 31 日となっていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、Ｃ株式会社で昭和 63 年３月 29 日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、所在を確認できた申立期間③当時の厚生年金保険被保険者 10 人に対し照会をしたが、申立人が申立期間③に継続して勤務していたこと及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

4　申立期間①及び③については、このほかに、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

5　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3314

第１　委員会の結論

申立人の昭和51年７月から55年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和23年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和51年７月から55年３月まで

申立期間はＡ市に住んでおり、国民年金保険料は夫が納付していたと思う。申立期間に係る保険料が未納となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年７月から53年７月までの期間について、申立人の保険料を納付したとするその夫は、当該期間に係る国民年金保険料は、自分がＡ市役所の窓口で、毎月、2,000円又は3,000円納付しており、端数は無かったとしているところ、当該期間当時は３か月ごとの納付であり、１か月当たりの保険料も100円単位の端数があり、申立人の夫の説明は整合的でない。

また、申立期間のうち、昭和53年８月から55年３月までの期間について、申立人の夫は、申立人の義父母と同居していた時期であり、当該期間に係る国民年金保険料は、義父母が経営していた店にやってきた自治会の集金人に店の事務員が納付したと思うとしているところ、夫自身は実際の納付に関与しておらず、申立人の義母は義父（義父は既に他界して証言を得ることができない。）が納付していたので分からないとしており、申立人の保険料の納付状況が不明である上、Ａ市からは、申立期間当時、各地区の年金委員が保険料を徴収していたとの回答はあったが、当時の資料が無いため、徴収方法等については把握できないとしている。

なお、Ａ市提出の国民年金被保険者名簿によると、申立期間について

は「みのう」と記載されている上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間以降、確認できる昭和 58 年度までの期間について保険料の納付を確認することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3316

第１　委員会の結論

申立人の平成８年５月から 11 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和51年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成８年５月から11年３月まで

私は、20 歳になった平成８年＊月に、学生で収入が無かったので、母が私と双子であるＡの分と一緒にＢ市役所において国民年金の免除申請を行った。数か月後の夏ころに「免除申請は審査の結果認められませんでした」というような内容が印刷された小さな紙が１枚だけ封筒に入って届いたので、母が既に届いていた納付書を持って、毎月保険料を納付してくれた。最初の数か月は同市役所の窓口において納付し、その後は同市役所の敷地内にあるＣ銀行（現在は、Ｄ銀行）において納付してくれた。平成９年度及び 10 年度については、父の収入に変化が無かったので、免除申請をしなかった。申立期間が免除となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、平成８年＊月にその母親が平成８年度の免除申請を行い、その数か月後に却下の通知が届いたとしているが、行政側には、申立期間当時の国民年金保険料免除申請書等が保存されておらず、免除が承認された経緯については確認できないものの、オンライン記録及びＢ市の国民年金納付記録照会票において、当該年度は申立人姉妹とも申請免除となっており、９年度及び 10 年度についても申立人姉妹の免除申請が承認されていることが確認できることから、３年にわたって行政側が申立人姉妹の申請免除について、誤記録をしたとは考え難い。

また、申立人の母は申立期間の国民年金保険料を毎月Ｃ銀行において納付していたとしているが、同行においても申立期間当時の出納記録が保存されていないことから、納付状況等も不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況について、これまでの調査結果以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3317

第１　委員会の結論

申立人の平成８年５月から 11 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和51年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成８年５月から11年３月まで

私は、学生で収入が無かったので、20 歳になった平成８年＊月に、母が私と双子であるＡの分と一緒にＢ市役所において国民年金の免除申請を行った。数か月後の夏ころに「免除申請は審査の結果認められませんでした」というような内容が印刷された小さな紙が１枚だけ封筒に入って届いたので、母が既に届いていた納付書を持って、毎月保険料を納付してくれた。最初の数か月は同市役所の窓口において納付し、その後は同市役所の敷地内にあるＣ銀行（現在は、Ｄ銀行）において納付してくれた。平成９年度及び 10 年度については、父の収入に変化が無かったので、免除申請をしなかった。申立期間の保険料が免除となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、平成８年＊月にその母親が平成８年度の免除申請を行い、その数か月後に却下の通知が届いたとしているが、行政側には、申立期間当時の国民年金保険料免除申請書等が保存されておらず、免除が承認された経緯については確認できないものの、オンライン記録及びＢ市の国民年金納付記録照会票において、当該年度は申立人姉妹とも申請免除となっており、９年度及び 10 年度についても申立人姉妹の免除申請が承認されていることが確認できることから、３年にわたって行政側が申立人姉妹の申請免除について、誤記録をしたとは考え難い。

また、申立人の母は申立期間の国民年金保険料を毎月Ｃ銀行において納付していたとしているが、同行においても申立期間当時の出納記録が保存されていないことから、納付状況等も不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況について、これまでの調査結果以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3320

第１　委員会の結論

申立人の昭和44年２月から46年12月までの期間及び47年１月から同年６月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和24年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和44年２月から46年12月まで
②　昭和47年１月から同年６月まで

私が20歳の時、父が国民年金の加入手続をし、その後結婚するまで家族全員の分をまとめて納付していたと聞いている。申立期間の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に国民年金の加入手続をその父親が行い、申立人が結婚するまで家族全員の分をまとめて自宅に来た集金人に申立人の父親が納付していたと主張しているが、申立人の父親は既に他界しており、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和42年３月から46年12月までＡ株式会社に勤めており厚生年金保険被保険者期間であるため、申立期間①は国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年６月ころに払い出されており、払出時点からすると、申立期間②は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3322

第１　委員会の結論

申立人の昭和36年４月から40年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和７年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和36年４月から40年３月まで

昭和36年ころ、Ａ区役所に行き、自分で国民年金の加入手続をした。申立期間の保険料についても、同区役所から送られてきた納付書に現金を添えて、Ｂ金庫（現在は、Ｃ銀行）やＤ銀行（現在は、Ｅ銀行）で毎月納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月納付書に現金を添えて納付していたと主張しているが、当時は３か月ごとの納付で、納付方法は印紙検認方式であったことから、申立人の主張は、当時の納付頻度及び納付方法とは符合しない。

また、申立人は、昭和36年ころに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、41年４月ころであると推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、推認される国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない上、申立人は、申立期間のうち過年度保険料として納付可能な期間の保険料をまとめて納付した記憶も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3324

第１　委員会の結論

申立人の平成元年５月から６年５月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和44年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成元年５月から６年５月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が 20 歳に達した時から当時住んでいたＡ町役場（現在は、Ｂ市役所）から納付書が届くようになり、半年ごとに役場に出向いて納付した。保険料額は半年で２万円くらいだったと記憶しており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が 20 歳に達した時から当時住んでいたＡ町役場から納付書が届くようになり、半年ごとに役場に出向いて２万円くらい納付したはずであると主張しているが、申立期間の保険料額は申立人が主張する金額と大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、61 か月と長期間にわたり行政側の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3326

第１　委員会の結論

申立人の昭和54年９月から55年６月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和12年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和54年９月から55年６月まで

私は、昭和 53 年８月に国民年金に任意加入し、町会の集金人を通じて、国民年金保険料を納付していた。54 年９月にＡ社に就職して厚生年金保険に加入したが、就職後も国民年金保険料を重複して納付し続けていた。その後、55 年８月ころに社会保険事務所（当時）で国民年金の資格喪失手続を行った際、既に町会の集金人に渡していた保険料のうち 55 年７月分については、その町会から返金されたが、申立期間の保険料は還付された記憶は無い。申立期間の保険料が還付されているとすることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年９月の厚生年金保険加入後も町会の集金人を通じて、重複して納付していた国民年金保険料のうち、55 年７月分についてはその町会から返金されたものの、申立期間に当たる保険料は還付されていないと申述しているところ、申立期間の国民年金保険料は、厚生年金保険との重複加入により重複納付されたことは確認できるものの、当該重複納付に係る還付の事務処理は、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びＢ市被保険者名簿の還付対象月、還付金額及び還付年月日の記載により、適正に行われていたことが確認できる。

また、申立人が所持している昭和 55 年の家計簿には、申立期間に係る国民年金保険料の還付があったことが記録されているところ、その家計簿に還付として記載されている金額は、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びＢ市被保険者名簿に記載されている申立期間の還付記録の金額に、申立人が町会から返金されたとする 55 年７月分の保険料を合算した

金額に一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3327（事案2602の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人の昭和43年８月から48年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名：　男
基礎年金番号：
生年月日：　昭和23年生
住　　所：

２　申立内容の要旨

申立期間：　昭和43年８月から48年３月まで

昭和48年９月にＡ市から国民年金に加入するようにというお知らせがあり、そのお知らせに従い国民年金に加入した。その後、Ａ市から国民年金保険料納付のお知らせがあり、父親に頼んで過去の未納分を一括で納付してもらった。納付してもらったのは、49年９月に結婚した後で、金額は20万円くらいであったと記憶している。また、国民年金手帳の発行日が書き換えられた形跡があり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年９月の時点から起算すると、第２回特例納付の時期に当たると推測できるものの、申立期間の保険料を納付したとするその父は既に他界しており、かつ、申立人自身は申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらないことから、申立期間の保険料納付状況が不明であるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和48年以降に国民年金に加入し、49年９月に結婚した後、20万円くらい国民年金保険料をその父に頼んで納付してもらったと主張しているが、第２回特例納付による申立期間の国民年金保険料額は、申立人の主張する保険料額と大きく異なり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3328

第１　委員会の結論

申立人の昭和56年１月から58年１月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和28年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和56年１月から58年１月まで

私は、ねんきん特別便が来たので平成20年８月21日にＡ社会保険事務所（当時）に行って相談し、その回答が21年８月21日にあり、申立期間は未納期間とされていた。申立期間の国民年金保険料は、夫の出張に伴い海外に在住する前に約２年間の保険料を前納した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、その夫の海外出張に伴い２年間の海外在住になるため、Ｂ市Ｃ区役所又は同市支所で約12万円の国民年金保険料を前納したと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳、オンライン記録及び特殊台帳には、昭和56年１月１日が資格喪失日となっていること、告示「国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件」では、57年３月までの期間のみ前納が可能であることから、申立人が２年間の保険料を前納することは制度上できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3329

第１　委員会の結論

申立人の平成３年４月から同年７月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和39年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成３年４月から同年７月まで

私は、ねんきん特別便が来たので、Ａ社会保険事務所（当時）に行って相談したところ、記録の無い期間があることが分かった。国民年金保険料は私が納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、平成３年４月ころ国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、８年９月１日に払い出されている上、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡はうかがわれず、申立人もＢ町から移動していないため、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらないことから、８年９月１日ころ加入手続をしたと推認でき、当該時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3330

第１　委員会の結論

申立人の昭和49年９月から50年７月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和29年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和49年９月から50年７月まで

私は、郵便局に勤めていた父に国民年金の加入を勧められ加入し、国民年金保険料を父に渡して納付してもらった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父から国民年金の加入を勧められ加入し、国民年金保険料をその父に渡して納付したと主張しているが、申立人は、納付書の形式や納付書が送達されたかどうか覚えておらず、領収証書も郵便局の独自のものをもらった記憶があるとするなど、納付状況が曖昧（あいまい）な上、その父は亡くなっているため納付状況は不明である。

また、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入している可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡がうかがわれず、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年１月22日に払い出されており、当該時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶は無く、特例納付も申立期間が未加入期間であるため制度上できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外にも未加入期間が散在している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3331

第１　委員会の結論

申立人の昭和39年９月から48年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和19年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和39年９月から48年３月まで

私は、ねんきん特別便が来て、平成21年９月ころ、Ａ社会保険事務所（当時）で相談したところ、国民年金保険料の未納期間があることが分かった。保険料は、私が納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自ら納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年12月31日に48年４月から50年３月までの保険料を過年度納付しており、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした昭和42年７月ころ、20歳にさかのぼって39年＊月から42年６月までの国民年金保険料７、８万円を納付したと主張しているが、当該時点では、申立期間のうち、39年12月以前の保険料は時効により納付できない上、申立人が主張している納付金額は、同期間の保険料納付に必要な保険料額や申立期間の保険料納付に必要な保険料額と異なっており、特例納付に必要な保険料額とも異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3334

第１　委員会の結論

申立人の昭和60年４月から63年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和36年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和60年４月から63年３月まで

昭和60年３月に大学を卒業し、同年４月からＡ（職種）となるが、事務員からＢ組合に入れないため自分で国民年金と国民健康保険の手続をするように説明された。親からも加入を勧められたので、自分でＣ区役所に行き加入手続をした。当時、オレンジ色の年金手帳を交付された記憶がある。国民年金保険料は、送られてきた納付書で、自分でＤ郵便局へ納めに行った記憶があり、母に納付を任せていたこともあったように思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を送られてきた納付書で郵便局へ納めに行ったとしているが、申立期間当時の保険料額、納付書の様式等についての記憶が曖昧（あいまい）である。

また、申立期間は国民年金に未加入のため、制度上国民年金保険料を納付することができず、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3338

第１　委員会の結論

申立人の昭和57年１月から平成３年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和24年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和57年１月から平成３年12月まで

Ａ地に居たころの納付記録を調べてもらうために平成４年１月 14 日にＢ社会保険事務所（当時）に行ったとき、「今なら 10 年分の納付ができますよ」と言われ、保険料の合計額が75万円から80万円の間だったので、Ｃ駅前にあるＤ銀行（現在は、Ｅ銀行）から 80 万円を引き出し、その日のうちに同社会保険事務所の窓口でさかのぼって納付した。そのときに、もらった領収書代わりの紙は、紺色の手帳に挟んで保管していたが、紛失してしまった。預金通帳には平成４年１月14日に80万円が引き出されていることが記録されているので確かに保険料を納付したはずである。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に充てるため銀行から 80 万円を引き出したとしているが、納付したとする日の２日後に出国していることから、その費用の工面方法について聴取すると、当初は引き出した金を渡航費用に充てたかもかもしれないとしていたのを渡航費用は手元にあった現金を充てたと申述を変更したほか、申立期間の保険料を納付したとする時点で納付済期間である平成元年１月から３年３月までの期間の保険料納付について、申立期間の保険料を納めたうちの一部だとしていたのを申立期間の保険料納付とは別のときに納付したと変更するなど、申立人の申述は曖昧（あいまい）である。

また、申立人は、申立期間の一部が含まれる平成３年度の国民年金保険料について平成３年５月 31 日に免除の申請を行っているにもかかわら

ず、申請期間の一部のみ保険料を納付したと申し立てているが、申立期間の保険料を納付したとする４年１月 14 日の直後の同月 28 日に３年度の保険料の免除が承認されていることがオンライン記録により確認できる上、保険料を納付したとする時点で申立期間のうち元年 12 月以前は制度上さかのぼって納付できない期間であり、申立人の主張には不自然さがみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3339

第１　委員会の結論

申立人の昭和 45 年５月から同年 12 月までの期間、47 年１月から同年６月までの期間及び48年４月から50年３月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和16年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和45年５月から同年12月まで
②　昭和47年１月から同年６月まで
③　昭和48年４月から50年３月まで

ねんきん特別便が来たので、社会保険労務士に調べてもらったところ、国民年金の期間が還付されていたり、社会保険事務所（当時）が回答した還付期間が還付されるべき国民年金保険料納付期間より短いなど、社会保険事務所の説明には納得できない点があると社会保険労務士に言われた。申立期間について還付された記憶は無いので、還付済みとされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③を含む昭和45年２月から同年12月までの期間及び47年１月から58年８月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間であり、この期間は国民年金の被保険者となり得ないことから、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人が所持する国民年金手帳に「保険料還付　昭 45.5～47.6　昭 48.4～51.3」の記載がある上、Ａ市の国民年金被保険者名簿の前納保険料の還付欄に「45.5～47.6　48.4～51.3」と記載され、保険料収納記録欄の当該期間に○印が付され斜線が引かれていることが確認でき、この記載内容に不合理な点はうかがえず、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3340

第１　委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和22年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和42年10月から45年３月まで

加入時期について具体的に両親から聞いてはいないが、私が結婚するときに今持っている年金手帳を母から渡された。私の両親は国民年金に加入しており、私が20歳になった時から加入し、保険料を納付してくれていたはずである。私の２歳下の弟も仕事に就くまでは私と同様両親が納付してくれていたと思う。几帳面な両親であったので未納期間があるとは考えられない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたとする申立人の両親は既に他界しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の２歳年下の弟も、国民年金に加入したのは26歳の昭和51年５月ころであり、それまでは未加入期間となっており申述と相違する。

さらに、申立人がその母から渡されたとする国民年金手帳の記号番号は、前後の記号番号の払出状況から昭和45年10月ころに払い出されたと推認でき、その時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金　事案3342

第１　委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成３年４月までの期間及び５年２月から同年７月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和42年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和62年10月から平成３年４月まで
②　平成５年２月から同年７月まで

私の国民年金の加入手続は父が行ってくれ、保険料も納付してくれた。その父も平成６年に他界したが、父が存命のころ20歳で国民年金に加入したことを告げられている。父は叔母とＡ店を営んでいたので、国民年金に加入していたこともあり、国民年金についての知識はあったので、私に言ったことに間違いは無いはずである。申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付をその父が行ったとしているが、その父は既に他界しているため国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である上、申立人の父が、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金第１号被保険者資格取得日は平成16年２月１日であり、申立期間当時申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれないことから、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3529

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和42年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和62年７月21日から同年８月１日まで

空白の期間が無く会社に勤めているが、株式会社ＡからＢ株式会社に移ったときの年金記録に１か月の空白がある。この期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

株式会社Ａでは、当時の厚生年金保険関係資料は保存されていないが、社会保険関係の台帳（雇用保険の被保険者名、資格取得日、喪失日等を記載）によると、申立人の雇用保険の被保険者資格喪失日は昭和 62 年７月 20 日となっていることから、同年７月の厚生年金保険料は控除していないと思うとしている上、申立人の意向で同僚に対する照会はできないことから、同僚から、事業主による申立人の申立期間の保険料控除について供述を得ることはできない。

また、申立人に係る株式会社Ａにおける雇用保険被保険者記録を見ると、離職日は昭和62年７月20日となっており、申立期間に雇用保険の被保険者記録は無い。

さらに、株式会社Ａが加入しているＣ基金の申立人に係る加入記録を見ると、オンライン記録と同じ昭和62年７月21日に同基金における加入員資格を喪失している上、同基金では、資格取得及び喪失に関する届書は、社会保険事務所（当時）提出分を含めて５枚複写となっているとしていることから、株式会社Ａにおいては、申立人が同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと推認される。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3531（事案994の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和20年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和41年４月23日から同年８月21日まで

Ａ株式会社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無い。当該期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しており納得できない。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

今回、Ａ株式会社における勤務期間を記載した履歴カードを提出するので、再度審議してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述により、申立人が申立期間当時、Ａ株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、同社は既に廃業し関係資料も無く、当時の事業主も亡くなっており、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない上、同僚からも供述を得ることができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年６月５日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から提出された履歴カードには、当該事業所の入社日が昭和41年４月23日と記載されているものの、新たな同僚に照会したが、申立人の申立期間の保険料の事業主による控除について供述を得ることはできない上、同僚の一人は、自分が当該事業所に勤務したのは、被保険者資格取得日より前であり、入社日と被保険者資格取得日は違うと供述している。

なお、申立人は、今回の再申立てにおいて、昭和41年８月ごろにＡ株式会社に二人の女性事務員（申立人は氏名に記憶が無いが、一人は20歳過ぎ、一人は30歳前後としている。）が採用され、その二人の女性事務

員のいずれか一人と申立人が間違えられたのではないかとしていることから、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人が入社したとする 41 年４月 23 日から退職したとする同年 11 月 12 日までの期間に新たに被保険者資格を取得した女性は、申立人以外には見当たらず、翌年の 42 年３月１日に資格取得した二人の女性（資格取得時の年齢が一人は 20 歳、一人は 26 歳）が確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3533

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和44年６月１日から48年２月28日まで

昭和44年６月から48年２月まで株式会社Ａに勤務したが、勤務していた全期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管している写真により、申立人が申立期間当時、株式会社Ａに勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、厚生年金保険料も控除していないとしており、事業主が申立期間当時のものと主張する当該事業所の給与規程にも給与から控除するものの中に厚生年金保険料の記載は無い上、同僚からも、事業主による申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について供述は得られない。

また、事業主は、申立期間当時、従業員は健康保険のみ国民健康保険組合の国民健康保険に加入させていたとしており、Ｂ組合の事務を引き継いだＣ組合では、当該国民健康保険組合の昭和43年９月から49年12月までの組合員名簿に当該事業所が組合員として記載されているとしている。

さらに、適用事業所名簿によると、株式会社Ａが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和51年４月１日であり、事業主提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の健康保険被保険者証番号の最初の被保険者の資格取得日も同日となっている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3534

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和18年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和36年３月10日から37年３月10日まで

社会保険事務所(当時)の被保険者記録照会回答票では、Ａ株式会社の資格取得年月日は昭和37年３月10日となっているが、年金手帳記載の初めて被保険者となった日は36年３月10日となっている。この１年の違いを調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳記載の初めて被保険者となった日(昭和36年３月10日)を根拠に、同日を厚生年金保険被保険者資格取得日と主張しているが、Ａ株式会社及び申立人と同じ高校を卒業し同時期に入社した同僚の供述、高校の卒業名簿並びに同社からの出社通知等により、申立人が37年３月８日に高校を卒業し、同年３月10日に入社したことが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人が資格取得したとする昭和36年３月に払い出された者の中に申立人の名前は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が37年３月に払い出されていることが確認できる上、同払出簿と当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日が一致していることを踏まえると、申立人が所持する上記年金手帳は、49年11月以降年金手帳の共通化(厚生年金保険・国民年金・船員保険)により厚生年金保険被保険者証から年金手帳に切り替えられたものであるが、その際に年金手帳の初めて被保険者となった日の日付が誤記された可能性も否定できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3536

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和12年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和36年７月から37年１月22日まで

公共職業安定所の紹介でＡ社に昭和36年７月から38年８月まで勤務したが、入所時から37年１月22日までの厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も厚生年金保険に加入していたので被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、Ａ社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿によると、Ａ社は、昭和37年１月22日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年１月22日に申立人を含む７人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、照会を行った同僚も「途中から厚生年金保険に加入したと思う。自分の記録に間違いは無い。」と供述している。

さらに、Ａ社の事業主は昭和48年に他界しており、申立期間当時の状況を確認することはできない。

加えて、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3538

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和22年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和41年５月ころから43年１月ころまで
②　昭和48年４月ころから51年ころまで

申立期間①はＡ株式会社に勤務しており、申立期間②はＢ株式会社に勤務していたが、厚生年金保険加入記録が無い。申立期間は、共に厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①については、申立人はＡ株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、ⅰ）同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在等が不明であること、ⅱ）申立人が記憶している上司について調査したが、名字のみで生年月日等が不明であるため被保険者記録が確認できなかったこと、ⅲ）申立人は、ほかに同僚等の氏名を覚えていないため、申立期間①に同社の被保険者資格を取得した者５人を抽出して照会したが、申立人について記憶している者がいなかったことなどから、申立内容の事実を確認できる供述や資料は得られなかった。

また、Ａ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）において、申立期間①に申立人の氏名等の記録は無く、かつ、健康保険番号の欠番も無い。

さらに、申立期間①に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も存在しない。

２　申立期間②については、申立人はＢ株式会社に勤務し、厚生年金保険

に加入していたはずであると主張しているが、当時の健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、同社の適用事業所としての記録は確認できず、申立期間②における雇用保険被保険者記録において、申立人の記録も存在しない。

また、当時の代表取締役に照会したところ、当該事業所は既に事業を廃止し、当時の資料の保存も無いとしており、申立人の厚生年金保険料の控除については確認できなかった。

さらに、申立人は当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、同僚等に対する照会ができない。

3　このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3546

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和31年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成６年７月１日から６年10月１日まで

私は、平成６年７月に株式会社Ａに入社し、以前（２年 12 月から４年10月までの23か月間）同社に勤務したときと経理の担当者が同一人であり、厚生年金保険については加入手続をしてくれるとのことであったので、入社月の６年７月から保険料の控除を依頼した。私の雇用保険被保険者証では、資格取得年月日が６年 10 月１日となっているが、私が所持する６年分給与所得の源泉徴収票には、「中途就職」の欄に６年７月と記載してあることから、同年７月から同年９月までの３か月間の厚生年金保険の記録が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社Ａから交付されたとしている平成６年分給与所得の源泉徴収票の「中途就・退職」の欄には、申立人が主張するとおり、６年７月の記載が確認できる。

しかし、株式会社Ａにおける厚生年金保険については、同社が提出した「被保険者台帳」から、申立人は、同社において平成６年 10 月１日に資格を取得し、10年７月１日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立人が提出した平成６年分給与所得の源泉徴収票に記載の社会保険料控除額 25 万 8,606 円は、申立人が提出した申立事業所の前職である株式会社Ｂの６年１月から同年５月までの給与明細書から算出した社会保険料の額、株式会社Ａにおける同年10月から同年12月までのオンライン記録における標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料並び

に雇用保険料の合計額にほぼ一致することが確認できることから、申立事業所において申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していた事情はうかがえない。

さらに、株式会社Ａの担当者は、申立人の厚生年金保険について、申立てどおりの届出及び申立期間の保険料を給与から控除して納付したかどうかは不明としており、申立内容の確認ができない。

加えて、申立人の申立期間における申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録も無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3547

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和47年４月１日から49年４月１日まで

大学４年間は、Ａ制度を受けていた。昭和47年４月１日から49年４月１日までは、Ｂ地にあったＣ所に勤務し、Ｄ会として厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするＣ所について、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の状況を聞くことはできなかったが、同所の元主任は、申立人が勤務していた期間は明確でないが、Ｅとして勤務していたことを記憶しており、厚生年金保険に加入していたと供述している。

しかし、申立人が厚生年金保険に加入していたとするＤ会は、平成９年５月７日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同会の社会保険加入者一覧（台帳）を保管しているＦ会（法人格の無い任意団体）に対し、申立期間に係る同一覧の提出を依頼して確認を行ったところ、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番は無く、同会の事務担当者は、Ｄ会の担当者から伝えられたこととして、「Ｇ所の従業員のすべてがＤ会に加入したわけでなく、Ｇ所から依頼のあった従業員について加入手続を行っていた。」と供述している。

また、Ｈ会は、同制度を昭和43年から開始しているとしているが、申立期間当時の受給者記録が無く、申立人を確認することはできないとしており、当該Ｉを受給する条件は、「Ｃ所に勤務すること、業務と両立できる学校に通学すること、以上の条件を満たした者をＧ所長が登録すること。」であったとし、厚生年金保険に加入することは条件でなかったとし

ている。
　さらに、Ｄ会の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録を確認できない上、健康保険番号に欠番は無い。
　加えて、前述のＣ所の元主任は、「申立期間当時、従業員が 25 人ほどいたが、その中には給与から社会保険料を引かれるのを嫌がって社会保険に加入しない者もいた。」と供述している上、同僚照会して回答を得たうちの一人は、「従業員は基本的にはＤ会に加入していなかったが、自分の場合は体調を崩し医師の診断が必要になったため、社会保険に加入させてもらった。」と供述するとともに、ほかの同僚は、「Ｃ所には大学及び大学院等に通学した９年間の勤務であったが、一時期他のＧ所に応援に出された９か月間だけが厚生年金保険の被保険者記録となっている。」と供述しており、同所における従業員のすべてが厚生年金保険に加入していたとは考え難い。
　その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料が無く、申立人は、Ｃ所における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な記憶が無い。
　このほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3548

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和12年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和32年４月１日から33年６月30日まで

昭和32年４月１日に知人の紹介により、株式会社ＡのＢ所に正社員として住み込みで入社した。会社はＣの業種であり、Ｄを担当して働いていた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録が見付からないので、調査して認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

株式会社Ａの申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、株式会社Ａは、昭和35年２月１日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、株式会社Ａの申立期間当時の二人の同僚のうち一人は、「自分も新規適用の10か月前に入社したことを覚えており、会社が未加入だった時期については仕方がない。」と供述し、もう一人は「古い同僚に聞いた話だが、『申立人と一緒に働いていたころは、社会保険は未加入であり厚生年金保険被保険者証ももらっていなかった。』と聞いた。」と供述している。

さらに、株式会社Ａに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、事業主を含めた従業員のすべての被保険者資格取得日が、新規適用日である昭和35年２月１日以降であることが確認できる。

加えて、株式会社Ａは既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡しているため、当時の人事記録及び給料関係書類を確認でき

ず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3549

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和14年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和31年４月27日から同年７月21日まで
②　昭和31年７月21日から同年12月21日まで

昭和31年２月ころから同年12月ころまで、Ａ地（現在は、Ｂ地）に工場があった株式会社Ｃに継続して勤めていた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、株式会社Ｃでの厚生年金保険被保険者期間が、昭和31年３月１日から同年４月27日までとなっており、その後、同年７月21日から同年12月21日までの期間、勤めた記憶の無いＤ株式会社（現在は、Ｅ株式会社）という会社の被保険者となっているのは納得がいかないので、調査して被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、申立期間を通じて、株式会社Ｃに勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人に係るオンライン記録では、申立期間のうち、昭和31年４月27日から同年７月21日までの申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないが、同年７月21日から同年12月21日までの申立期間②については、Ｄ株式会社における厚生年金保険被保険者期間となっている。

２　申立期間①について、株式会社Ｃに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和31年５月21日に厚生年金保険の適用事業所

ではなくなっている上、同社は既に解散し、事業主も亡くなっているため、申立人の同社における勤務実態について供述を得ることはできないが、複数の同僚が、「株式会社Ｃが無くなったので、別の会社に転職した。」と供述している上、当該事業所の工場責任者であった同僚が、「会社は、買収されて無くなり、社員は別々の会社に移ったが、工場に最後まで残っていた社員は、全員がＤ株式会社に雇用された。」と供述しており、当該期間において、これらの同僚がいずれも株式会社Ｃにおける被保険者資格喪失後にＤ株式会社において資格を取得していることを踏まえると、申立人は、当該期間においては、同社に雇用されていたと推認され、株式会社Ｃにおいて勤務していたことを推認することはできない。

一方、Ｅ株式会社には、申立人が株式会社Ｃにおける厚生年金保険被保険者資格を喪失した日より後の昭和31年４月30日付けで作成した履歴書が保存されているほか、同年７月21日付けで申立人及び同僚一人をＦとして採用する決裁が行われたＤ株式会社の社内書類が保存されている。

また、当該決裁書類には、申立人らのＧ採用前について、試用と記されている上、採用後の給与を増額する旨の記載があることなどから、申立期間①については、申立人は、Ｄ株式会社における試用期間として、勤務していたと認められる。

さらに、前述の工場責任者であった同僚が、「Ｄ株式会社では、厚生年金保険には、関係書類等がそろった順に加入させていたようだ。」と供述しているところ、申立人と同一日に株式会社Ｃにおける被保険者資格を喪失している複数の同僚が、昭和31年６月から同年８月までの間に、順次、Ｄ株式会社における被保険者資格を取得したことが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社の試用期間は一律ではなかったことがうかがえる。

加えて、事業主による厚生年金保険料の控除について、Ｅ株式会社では、申立期間当時の給与支払台帳等が保存されていないため分からないとしており、申立人及び複数の同僚も、被保険者資格取得前の期間において、事業主による給与からの厚生年金保険料控除について明確な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

３　申立期間②について、Ｅ株式会社が保存していた昭和31年７月21日付けで申立人をＦとして採用する旨の決裁書類から、申立人のＤ株式会社における採用日を特定することができる上、当該採用日は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における被保険者資格取得日と合致している。

また、Ｅ株式会社が保有しているＤ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、昭和31年12月21日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

このほか、申立期間②における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3550

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和16年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和37年５月１日から40年８月１日まで

昭和37年５月１日から40年８月１日までにかけて、Ａ町にあったＢ内に出店していたＣ店に勤務していた。ところが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、この期間について、厚生年金保険の記録が無いとの回答を受けたが、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｃ店の元店主の供述、申立人が記憶している複数の同僚の供述及び申立人が保管している慰安旅行の写真等から、期間の特定はできないものの、申立人が同店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録において、Ｃ店は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、所在地を管轄する法務局においても、同店の商業登記の記録は見当たらない。

また、元店主は、「当時のＣ店は、従業員が10人前後の個人商店であり、法人ではなく社会保険には加入していなかったし、従業員の給与から保険料控除もしていなかった。」と供述している上、オンライン記録では、申立期間において、元店主の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が記憶している４人の同僚のうち、連絡が取れた３人は、「Ｃ店は、個人商店であり10人前後の従業員がいたが、社会保険には加入していなかったので、従業員は、全員が厚生年金保険に加入しておらず、同店で働いている期間は、国民健康保険に加入していたと思う。」と供述している上、オンライン記録では、３人の同僚の同店におけるそれぞれの勤務期間に対応する期間において、厚生年金保険に加入した記録は無い。

加えて、当該３人のうち一人は、保険料の給与控除については不明としているものの、残る二人は、「給料から保険料も控除されていなかったと思う。」と供述していることから、同店は当該期間において、保険料を控除していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3551

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和37年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和53年11月13日から54年１月20日まで

Ａ公共職業安定所の紹介で、Ｂ市内に所在していた有限会社Ｃに就職した。当該事業所をやめるときに、厚生年金保険手帳ができたと言われたが受け取らずにやめてしまった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Ｃの所在地をＢ市内としか記憶していないため、当該事業所の所在地についてＤ市商工会やＡ公共職業安定所に問い合わせたが、いずれにおいても当該事業所の所在そのものを確認することができなかった。なお、当該事業所の商業登記簿謄本も無い。

また、オンライン記録により、有限会社Ｃと類似の名称の厚生年金保険適用事業所を全国で９事業所確認することができるが、その所在地はいずれもＥ県外であり、かつ、これら９事業所のうち申立期間において適用事業所であった３事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認するも申立人の氏名は見当たらなかった。

さらに、申立人は、有限会社Ｃの事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、事業主や同僚に対しても当時の事情を照会することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3558

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和37年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和62年８月１日から平成17年５月14日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、Ａ株式会社に勤務していたすべての期間において、標準報酬月額が当時の給与支払額を下回っている。申立期間の給与支払額が確認できる給与支払明細書を保管しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間について、申立人が保管する昭和 62 年４月分から平成 17 年５月分までの給与支払明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額とすべて一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

埼玉厚生年金　事案3559（事案433の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和19年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和38年４月から39年１月まで

新たな証拠等は無いが、前回の申立てについての判断に納得できない。Ａ有限会社は最初に就職した会社であった。私個人の健康保険証ができたことに大人の仲間入りとの自覚をしたことを記憶している。同社の名簿に私の名前が無いということが信じられない。確認した名簿は会社が倒産したころのものではないかと思う。申立期間中に交通事故を起こした折と風邪を引いた折に健康保険証を使用し診療を受けたことも記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、元事業主の妻の供述等からＡ有限会社に勤務していたことはうかがえるものの、同僚の供述が得られないこと、また、健康保険厚生年金保険被保険者原票では申立期間の健康保険被保険者番号に欠番が無く、社会保険事務所（当時）の記載に不自然さは見られないことから、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる周辺事情が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当時、Ａ有限会社での健康保険被保険者証の交付を受けその健康保険被保険者証を使用し診療を受けたことを記憶しているので、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であったはずと主張している。

しかしながら、申立人が記憶していた同僚は当該事業所における被保険者としての記録が確認できない上、上司は既に他界しているため、申立期

間当時被保険者であった同僚 13 人に新たに照会をしたところ、回答のあった 10 人のうち二人が「期間は特定できないものの申立人の勤務状況に記憶があるが、申立人の仕事内容は定まったものではなかったと記憶している。厚生年金保険料の控除については分からない。また、申立人が記憶しているとする同僚が勤務していた記憶は無い。」と供述しており、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

また、当該事業所は既に解散しており、元事業主の妻も、資料を保存しておらず、保険料控除については不明である旨を回答しているなど、事業主により給料から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見つからないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3560

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和16年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和34年４月１日から36年６月１日まで

昭和 34 年４月１日にＡ株式会社に入社し、同社Ｂ所の社員としてＣに勤務していたが、年金事務所の記録では、同社における厚生年金保険の資格取得日が 36 年６月１日となっている。本社で適切に手続がされており心配ないと聞いていたので加入記録が無いことは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、Ａ株式会社に昭和 34 年４月１日に入社し、同社Ｂ所の社員として勤務していたと供述している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時にＡ株式会社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚４人について、自身が入社したとする時期と資格取得日とを調査したところ、４人全員が自身の入社時期から一定期間経過後に資格取得している上、入社時期から資格取得日までの期間にそれぞれ差異があることが確認できる。

また、複数の同僚が、「当時は給与明細書を会社からもらった記憶が無い。」としており、「退職するまで給与の金額及び厚生年金保険に加入していたか否かについては不明であった。」との供述があること、及び当時は事業主とは師弟関係のようなものであった旨の供述をしていることなどから、当時、Ａ株式会社では、何らかの事情により、入社してすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、Ａ株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在が不明である上、当時の同僚からは、申立人の同社にお

ける勤務期間を特定できる供述は得られないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3561

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和27年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和59年４月ころから61年６月ころまで

昭和59年４月ころから61年６月ころまで、Ａ株式会社に正社員として勤務し、主にＢを行っていた。社会保険庁（当時）に照会したところ、同社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が確認できなかったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ株式会社の当時の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、Ａ株式会社は、「申立期間当時は雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかったので、申立てどおりの届出は行っておらず、厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している上、オンライン記録によると、同社は、平成９年３月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、「当時の健康保険証はＣ組合のものであった。」としている上、オンライン記録によりＡ株式会社が適用事業所となった平成９年３月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、申立期間において当該事業所に勤務していたとする同僚一人は、申立期間における給与からの社会保険料控除について、「申立期間当時、給与からは雇用保険の保険料及びＣ組合の国民健康保険料のみが控除されていた。自分も厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3562

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和30年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和50年４月から同年５月１日まで
②　昭和50年５月25日から51年３月上旬まで

社会保険庁（当時）の記録によると、昭和50年４月から51年３月上旬までの１年間契約で住み込みによるＡとして勤務をしたＢ所での厚生年金保険被保険者期間が、50年５月１日から同月25日までの１か月のみとされているので、年金記録の訂正をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がＣ所に勤務していたことは、当該事業所の事業主の供述により推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人は、試用期間が経過した昭和50年５月から厚生年金保険の被保険者資格を取得させたので、同年５月分の給与から厚生年金保険料を控除した。」と供述している。

また、申立期間②について、事業主は、「申立人は、昭和50年５月下旬から出勤しなくなったため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた。」としている上、申立人の「Ｂ所」に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、オンライン記録と同様の資格取得日及び同喪失日が記載されている。

さらに、複数の同僚は、自身の入退社日と厚生年金保険の記録とは一致していない旨を供述している。

このほか、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録が無い上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3564

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和31年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和55年４月21日から56年10月１日まで

私は、昭和55年４月21日から59年12月８日まで、株式会社ＡのＢ所でＣ員として勤務した。年金加入記録を社会保険事務所（当時）で調査したら、56年10月１日から59年12月９日までの記録しかなく、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が挙げた株式会社ＡのＢ所の支店長及び課長の名前が当時の同僚の供述とほとんど一致していることから、期間の特定はできないものの申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Ａは、申立期間当時の資料はすべて廃棄しており、申立人に係る社会保険の資格の取得喪失、保険料の控除及び納付については不明であり、労働者名簿等の人事記録も無いとしている上、同社の人事部の責任者は、「Ｃ職は３か月の試用期間がありこの間の社会保険の加入は無く、その間の業績給与等を勘案して加入時期を決めて加入させた。」と供述している。

また、同僚18人に照会し、10人から回答を得られたが、いずれも申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたかについては不明と回答しており、このうちの一人の同僚は、「Ｃ職はＤを望み、最初から社会保険に加入しなかった者が多くいた。」と供述している。

さらに、株式会社Ａの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る記録はオンライン記録と同一となっている上、申立期間に係る健康保険番号は連番となっており欠落は無い。

加えて、申立人の株式会社Ａに係る雇用保険の記録は、資格取得日が昭和56年10月１日で離職日は59年12月８日となっており、厚生年金保険の加入記録と合致している上、申立人は、当該雇用保険の基本手当を受給済みである。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3565

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和19年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和37年５月31日から49年10月９日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。当該期間については、株式会社Ａで正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間の一部において、雇用保険の被保険者期間が確認できることから、当該期間において株式会社Ａに勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時の状況が分かる８人の同僚に照会したところ、回答のあった３人のうち一人は、「申立人は、申立期間に勤務していたことは間違いないが、事業主から社会保険料は会社が負担すると言われており、給与明細書には保険料控除の記載が無かったため、申立期間に厚生年金保険に加入していたか否かは不明である。」としており、また、そのほかの二人は、「自分も株式会社Ａに継続して勤務していたのに、厚生年金保険に加入していない期間がある。」と回答している上、元事業主及び経理担当の妻は、既に亡くなっており、申立人の勤務実態に係る供述を得られない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。なお、株式会社Ａでは、前述以外の同僚の中にも申立人と同様に、勤務期間中に厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている者が３人確認できる。

さらに、申立期間において申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3566

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和14年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和31年８月１日から33年４月１日まで

中学校卒業と同時に定時制高校に通えるということでＡ株式会社に就職した。しかし、勤務形態が不規則で高校の授業に遅れてばかりいたので、遅刻しないで通えるということで、友人の紹介によりＢ株式会社に昭和31年８月１日から勤務した。同社での厚生年金保険の加入期間が33年４月１日から同年５月２日までしかないが、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間にＢ株式会社の被保険者であったことが確認できた者のうち、連絡先の確認ができた同僚16人に照会し13人から回答が得られ、３人が申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがわれるが、前述３人の同僚から保険料の控除等についての供述を得ることができなかった。

また、申立人が給与明細書で控除を確認しあったと供述する同社で勤務していた中学校の同級生二人については、一人は他界していることから供述が得られないが、もう一人は、申立人の紹介で入社したとしているところ、その入社日は申立人の資格取得日と同日であり申立期間には在籍していなかったとしている。

さらに、申立期間について、Ｂ株式会社は既に事業を廃止し、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3567

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和２年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和22年４月から27年５月まで
②　昭和27年10月から29年４月まで
③　昭和29年６月から30年10月１日まで

私は、申立期間①はＡ院（現在は、Ｂ院）で、申立期間②はＣ院（現在は、Ｄ院）で、申立期間③は、Ｅ院で勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査して記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、Ｂ院が保管する人事記録により、申立人が昭和22年３月25日、Ｆ所卒業と同時に勤務見習として同院に就職し、同年５月１日から26年６月15日までＧとして同院に勤務していたことが確認でき、Ｈ会には、申立人のＩ組合員期間が22年３月25日から26年６月15日までの４年４か月間あり、当該期間については退職一時金として１万524円を支給済みとなっている。

また、制度上、医療の事業が厚生年金保険の適用事業所に追加されたのは昭和28年９月１日からであることから、申立期間において当該事業所は適用事業所とはなれず、当該事業所が適用事業所となったのは55年５月６日であることが適用事業所名簿で確認できる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

２　申立期間②ついて、当時の同僚の供述及びＣ院の労働組合（昭和27

年７月結成）が 31 年８月 25 日に発行した機関誌の元組合員名簿の中に申立人の旧氏名の記載があることから、勤務期間は確認できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、Ｃ院は昭和 28 年 11 月１日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同日から 29 年８月 23 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

３　申立期間③について、Ｅ院は人事記録等を保管していないため、申立人が申立期間③に同事業所に勤務していたか否かは不明であるが、当時の同僚の供述により、就職の時期は確認できないものの昭和 30 年 10 月１日以前から勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和 30 年 10 月１日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間③において、適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 30 年 10 月１日であることが確認できるとともに、同年 10 月１日以前から勤務していると申し立てている同僚も、全員が被保険者資格取得日は同年 10 月１日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

４　このほか、すべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

５　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3568

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和46年７月１日から47年７月20日まで

私は昭和 46 年７月１日からＡ地のＢ院（現在は、Ｃ院）に正職員として採用されＤを担当していた。毎月の給料から厚生年金保険料も控除されていたと記憶している。次の会社（Ｅ株式会社）の採用が 47 年８月１日からと決まっていたため同年７月 20 日まで勤務した。社会保険庁（当時）の記録では申立期間について厚生年金保険の被保険者期間が空白となっているので記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が同僚の氏名等を具体的に記憶していること、及び申立人が所持する当時の社員旅行の写真から、申立人がＢ院に勤務していたことは推認できる。

しかし、「入社日と資格取得日は一致していなかった。」とする複数の同僚の供述があることから、当該事業所においては従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、事業主は、当該事業所が保管する昭和 36 年からの厚生年金保険資格取得確認通知書及び喪失確認通知書のリストには申立人の氏名は無く、このほかに保険料控除に係る事実を確認できる資料は保存していないとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、Ｂ院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険証番号に欠番も認められないほか、雇用保険被保険者台帳全記録トレーラーでは申立人の申立期間の雇用保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3572

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和19年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和41年４月１日から同年７月10日まで

社会保険庁（当時）の記録では、Ａ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）の資格取得が昭和41年７月10日となっている。実際は同年４月１日に入社している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、Ｃ町にあったＤ店に勤務していた期間のうち、昭和41年４月１日に入社した際に厚生年金保険に加入したとしているところ、申立期間を含む当該事業所での勤務期間について、雇用保険被保険者記録は確認できず、申立人が記憶している同僚に問い合わせたところ、「申立人が勤務していたことは間違いなく、いつから勤務したかについて記憶は無いが、２年くらいいたと思う。」としており、申立人が申立期間当時に当該事業所に在籍していたかについては確認できない。

また、Ｅ地にあるＤ店の社会保険手続を行っていたＡ株式会社によると、当時は、社会保険の加入手続はそれぞれの店主からの従業員の入退社に係る申告をもとに同社で一括して行っており、申立人が勤務していた店では、昭和 41 年４月から同年６月までに資格を取得した者はいないとしている。

さらに、当時の同僚が、「自分が入店した昭和38年か39年ごろは、失業保険や社会保険に未加入だった。いつごろかは忘れたが、当時の店主がＦ社本社から失業保険と社会保険の加入手続を行うよう指導を受けたと集会で言っていた記憶がある。あの店はほとんど学生のアルバイトばかりで、専業の人はいなかったと思う。短期で辞める人も多かった。」としていること、別の同僚も、「自分も４月に入店したはずだが、申立人と同様に７

月加入となっている。多分７月に一斉に加入させたのではないか。」としていることから、申立人が勤務していた店の店主が社会保険の加入について、Ｆ社本社の指導を受けた後に、一定の勤務期間を経過していた従業員について加入手続を行っていた可能性がうかがえる。

加えて、当時の店主は連絡先が不明であることから、当時の社会保険の手続状況を確認することができない。

その上、申立人は、給与から保険料が控除されていたことを示す給与明細書を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3575

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和46年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成18年３月31日から同年４月１日まで

私は、有限会社Ａに平成18年３月31日まで継続して勤務していたが、ねんきん定期便によると資格喪失日が同年３月31日となっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、Ｂ組合の国民健康保険加入記録並びに有限会社Ａの申立人に係る労働者名簿及びタイムカードにより、申立人が同社に平成18年３月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

なお、事業主は厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成18年３月31日として厚生年金保険被保険者資格喪失届の日付を書き間違えて提出したと回答しており、21年11月13日付けで資格喪失日を18年４月１日とする厚生年金保険被保険者資格喪失年月日訂正届を提出しているが、記録訂正は行われたものの、厚生年金保険法第75条の規定により保険給付には反映されていない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、事業主から提出のあった申立期間に係る給料一覧表（個人別）及び源泉徴収票並びに申立人から提出のあった給料明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3576

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和５年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和22年８月16日から23年１月１日まで

昭和22年８月16日付けで株式会社ＡのＢ支店（現在は、株式会社ＣのＤ支店）に入社し、25年12月27日付けで同社Ｅ課に転勤するまでの間、Ｂ支店に継続して勤務し、この間給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が空白となっているので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業所提出の在籍証明書及び申立人提出の株式会社Ａの採用辞令から、申立人が昭和22年８月16日から株式会社ＡのＢ支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社ＡのＢ支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる９人に照会し、８人から回答を得たが、このうち７人の同僚が記憶している自身の入社日及び退社日と厚生年金保険との関係を照合したところ、二人は入社日とする日から半月後、二人は１か月、一人は２か月、一人は３か月、もう一人は半年後に、そして、申立人と同日付けで入社したとする同僚の記録も、申立人と同様に昭和23年１月１日に、それぞれ資格を取得していることが確認できる。

また、上記同僚の一人は、「当時のＦにおける経理関係の事務処理は、入社後間もない行員が担当していたので、事務手続はずさんな状況であった。私も厚生年金保険の被保険者記録に半年間の空白があるが、保険料を給与から控除されていなかったので申立てはしない。」と供述し、さらに二人の同僚は、「当時の支店長から、『新入社員は経歴及び日常の業務に

対する取組姿勢などを考慮した上で、支店長権限によって厚生年金保険に加入させている。』と聞いたことがある。」、「入社後、しばらく試用期間があり、その後に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、同事業所は、「当時の人事記録により在職期間については確認できたものの、ほかの関係資料が保管されていないため、申立期間の厚生年金保険料の控除については確認できない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3577

第１　委員会の結論

１　申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

２　申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　明治29年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和18年11月１日から19年３月11日まで
②　昭和20年３月１日から21年４月１日まで

申立期間①について、昭和15年12月26日からＡ株式会社（現在は、株式会社Ｂ）所有のＣに事務長として乗船し勤務していたところ、16年11月、同ＣはＥとなりＦ海域で航行を続けていたが、18年11月＊日、敵航空機に爆撃され沈没、その後、救助収容された後、19年３月11日上陸・帰還した。そして、帰還するまでの間は残務整理などの業務を行っていた。船員手帳には、戦時中の「Ｇ支部」の証明として「16年11月15日から19年３月11日までの期間、Ｈ部に服務セシコトヲ証明ス」との証明もあり、さらに、昭和17年度及び18年度の控除税額調査原票もあることから、申立期間①を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、昭和19年10月９日付けで、Ａ株式会社Ｉ部に採用となり、20年２月28日まで勤務、続いて、同年３月１日から21年12月10日までＪにＫとして勤務したが、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、申立人は、ＥとなったＡ株式会社所有のＣに乗船していたが、同船は昭和 18 年 11 月＊日に爆撃を受け沈没、申立人はその後、他船に救助されて、19 年３月 11 日に上陸・帰還したが、帰還するまでの間は残務整理などを行っており、同社から給与を支給され、船員保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、船員保険法の昭和 20 年２月の改正により船員保険の被保険者の範囲が拡大される以前の 20 年３月 31 日までは、下船中の船員は被保険者になることはできないこととされていた。

また、株式会社Ｂでは、人事関係資料を保管していないため、下船中における船員保険料の給与からの控除については不明であるとしている。

さらに、申立人の申立期間①に係る船員保険料の事業主による控除については不明であり、このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

２　申立期間②について、申立人が提出した雇用辞令及び賃金辞令により、申立人が申立期間②においてＪに継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、Ｌは、昭和 21 年４月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、Ｌに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 21 年４月１日に申立人を含む約 600 人が資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3578

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和６年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和28年から41年まで

昭和 28 年ころ、Ａ地に所在したＢ店に勤務したが、その後、Ｂ店は閉店となり、事業主はＣ地に事業を移し、「Ｄ株式会社」としてＥ店を立ち上げたので、当該事務所に引き続き勤務した。そして、41 年ころ、Ｅ店の閉店とともに退職した。Ｄ株式会社の社長はＦ夫婦であった。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が記憶している事業主の氏名及び事業所所在地などから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一時期において、Ｂ店及びＥ店に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人が申立期間において勤務していたとするＢ店、Ｅ店及びＤ株式会社は、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、Ｂ店及びＥ店は、事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、Ｄ株式会社は昭和39年７月31日に解散しており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当時のＢ店及びＥ店における上司や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、当時の事業主は、申立人の申立期間後における昭和 47 年１月１日から、申立期間後に設立したＧにおいて厚生年金保険の被保険者資格

を取得していることが確認できる。
　その上、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。
　このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3579

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　大正15年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和53年４月から54年９月まで

株式会社ＡのＢ店に昭和53年４月から54年９月に退社するまで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

事業所提出の昭和53年９月８日時点の「Ｃ」、54年４月16日時点の「株式会社Ａ業務分担表（Ｂ店）」及び申立人の業務内容に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一時期において株式会社ＡのＢ店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記「Ｃ」及び「株式会社Ａ業務分担表（Ｂ店）」によると、正社員及び準社員と記載されている従業員には被保険者記録が確認できるものの、パートタイマーと記載されている申立人を含む従業員はいずれも被保険者記録が確認できない。

また、株式会社Ａは、「人事関係資料が保管されていないため、申立人の入社日及び退社日などの雇用関係については不明であるが、昭和54年４月16日時点の業務分担表ではパートタイマーとなっていることから、パートタイマーとして勤務していたものと思われる。厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。」と回答しており、Ｄ組合でも、「56年に紙媒体で管理していた台帳をオンライン化したが、その際、資格喪失者の台帳についてはオンライン化していないため不明である。」と回答している。

さらに、株式会社Ａに係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる23人に照会し、回答が得ら

れた７人のうち、二人は申立人の勤務状況を供述しているものの、勤務期間については不明とし、このうち一人は、申立人はパートタイマーとして勤務していたと供述しているが、申立期間の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、株式会社Ａの事業所別被保険者名簿では、申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3581

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和８年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和39年11月から40年４月まで
②　昭和40年11月から41年４月まで
③　昭和41年11月から42年４月まで
④　昭和42年11月から43年４月まで
⑤　昭和43年11月から44年４月まで
⑥　昭和44年11月から45年４月まで

昭和39年から45年ころまで、Ａ株式会社において11月から４月までのＢで勤務していた。当時、会社から、厚生年金保険に強制的に加入すると言われた。厚生年金保険被保険者記録には同社に勤務していた記録が無いので、勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録では、申立人が申立期間に、Ａ株式会社に勤務していた記録は確認できない。

また、Ａ株式会社の総務担当者は、「当社がＣを使うようになったのは、昭和42年ころからだと思う。申立期間において、厚生年金保険、雇用保険の加入者を調べたが、申立人の氏名は確認できなかった。また、当事業所では、申立期間当時、Ｃとして勤務していた従業員は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、Ａ株式会社で昭和42年４月ころから46年５月ころまでＤとして勤務していた元従業員は、「申立人は私の在職期間中は勤務していなかったと思う。私の在職期間当時、Ｃは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している。

なお、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が申請免除になっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3582

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和15年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和40年８月１日から43年１月21日まで

申立期間において、Ａ株式会社でＢを取得させていただき、２年半くらいドライバーとして勤務していたが、その間の厚生年金保険被保険者期間が空白になっているのが判明した。調査して被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録から、申立期間の一部の昭和41年９月３日から42年12月21日までＡ株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、Ａ株式会社が昭和42年６月１日から加盟しているＣ基金から、申立人は、厚生年金基金に加入していなかったとの回答がある上、当時の同僚は「当該事業所は、厚生年金保険の加入は希望制であった。」と供述している。

また、Ａ株式会社では、申立期間当時の賃金台帳等は既に廃棄しており、保管していないとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、Ａ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間について申立人の記録は見当たらず、健康保険番号に欠番も無く、記載内容に不自然さは見られない。

加えて、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3583

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和20年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和44年１月27日から同年３月１日まで

私は、Ａ株式会社に昭和40年４月16日入社し、44年２月28日まで勤務したので、この申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、Ａ株式会社に継続して勤務していたと申し立てているが、申立人に係る雇用保険の離職日は昭和44年１月27日であり、Ａ株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日（退職日の翌日）とほぼ一致していることが確認できる。

また、事業所は既に解散し、当時の事業主は他界しているため、申立人の勤務実態等、周辺事情を得ることができない。

さらに、Ａ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時に同社で厚生年金保険に加入しており、当委員会の照会に対して回答のあった同僚７人のうち５人は、申立人の退職日は特定できないとしている。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3584

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和８年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和22年４月から24年７月18日まで

知人の紹介でＡ株式会社にアルバイトとして勤務し、その後、昭和22年に正社員となった。複数の元同僚は厚生年金保険被保険者となっていることから、自分も給与から厚生年金保険料が天引きされていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

元同僚一人の供述により、申立人がＡ株式会社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の昭和22年４月からの勤務を供述した元同僚の資格取得日は23年５月１日となっていることが確認できるほか、申立人を含む同年齢の元同僚５人の資格取得日は申立人と同日の24年７月19日となっていることが確認できる。

また、申立人は、勤務したとする昭和22年４月当時は13歳であり、労働基準法第56条「児童が満15歳に達した日以後の最初の３月31日が終了するまで、これを使用してはならない」とする最低年齢を満たしていない。

さらに、当該事業所は昭和30年３月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法務局からの回答では商業登記簿は見当たらないとのことであるため事業主への照会もできないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金　事案3589

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和59年10月１日から60年10月１日まで

オンライン記録によると、Ａ株式会社に係る標準報酬月額は、昭和58年10月から60年９月までは24万円になっている。しかし、当時、給与は毎年上がっていたので、昭和58年10月１日と59年10月１日の標準報酬月額は同額とは思えず、59年10月からは26万円であると思うので調査して記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡も認められない。

また、Ａ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期に資格を取得し、昭和57年10月から60年10月までの定時決定の記録がある同年代の同僚は、申立人の記録とおおむね同様の推移がみられるところ、複数の同僚は、「毎年、昇給はあったが、毎年の標準報酬月額を改定するほど（２万円以上の昇給等）の昇給は無かった。」と供述している。さらに、事業主は、「申立人と同年代の当時の昇給月額は、１万1,000円から２万円までで、10月１日の定時決定時に、前年の標準報酬月額と同額になることは考えられる。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間当時の給与明細書を保管しておらず、事業主及びＢ組合は、申立期間当時の賃金台帳、標準報酬月額等の関連資料を廃棄しており、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。